

春秋会会報 第103号

Shunjuu

SEP. 2020

特集 1 メディア法務・エンターテインメント法務に関する雑感

特集 2 滝井朋子先生 大先輩インタビュー

特集 3 コロナ禍 -何が起き 何を感じ どう過ごしたか？-

春秋会

巻頭言	幹事長 谷 英樹	2
コロナ禍吹き荒れる中で	副会長 岩本 朗	4
特集1		
メディア法務・エンターテインメント法務に関する雑感	室谷 光一郎	6
特集2		
 滝井朋子先生 大先輩インタビュー	中西 教子	8
特集3		
コロナ禍 ー何が起き 何を感じ どう過ごしたか？ー		
 年表		12
久保井総合法律事務所 インタビュー		22
テレワークに関するMLの議論まとめ 		24
 ス テ イ ホ ー ム		25
コロナアンケート		33

弁護士 40年を振り返って

関戸 一孝 46

弁護士 10年

足立 啓成 47	小野 俊介 48	片岡 牧 48
河田 智樹 49	具 良 鈺 50	楠 晋一 51
黒田 佑輝 51	柴山 慶太 52	柴山 英輝 53
舘 康祐 54	寺川 拓 55	中辻 大輔 55
中村 ちとせ 56	西田 敦 57	野矢 伴岳 58
福田 美紀 59	舞弓 和宏 59	室谷 光一郎 60
室谷 悠子 61	森内 彩子 62	森川 順 63
森下 文恵 64	矢吹 保博 64	矢吹 遼子 65
山澤 祐介 66	横藪 達広 67	和田 香 68
和田 信也 68		

春秋会 会員名簿 70

編集後記 74



異例の事態のなかで、 元気に活動を進めています

幹事長 谷 英樹 (43期)

私ども 2020 年度執行部は、4 月に就任し、直ちに活動を開始しました。それ自体は例年と変わるところはありませんが、今年は、新型コロナウイルスの感染が広がり、感染防止が重要な課題となるなかでの異例の活動開始でした。その後も、感染は収束するどころか、ますます広がってきたという実情にあります。

いうまでもありませんが、会派の活動は、その性質上、各種の会議や研修・意見交換会などの企画、親睦企画など、直接顔を合わせる会合による活動が中心を占めます。感染防止のために会合ができなくなると、会派の活動そのものに支障が生じ、これまでと同じように活動することができないのではないかとということが大きな問題となりました。しかし、各委員会では、Web 会議の技術を活用するなど様々な工夫をすることにより、旺盛に活動に取り組んでいただき、これまでと遜色のない活動を展開する状況が生まれています。

Web 会議の活用による研修、 意見交換会

まず、研修については、次のとおり、こ

れまで3つ実施され、今後も実施が予定されています。

- ・ 4月28日「新型コロナウイルスによる特例措置としての雇用調整助成金について」
- ・ 7月8日「ポストコロナ時代に知っておくべき事業再生のメニューと経営者保証ガイドラインの運用」
- ・ 9月3日「ポストコロナ時代に知っておくべき労働問題とその対応について（労働者側の視点から）」

さらに、政策委員会の企画では、6月15日に「大阪弁護士会女性理事者の割合を高めるポジティブ・アクション」って何？～それって、どんなふうにするの？～」が開かれました。11月にも、コロナ問題をテーマとするシンポジウムを予定しており、その準備として、新型コロナウイルスの業務への影響に関する会員アンケートも実施しています。

これらの研修や政策に関する意見交換会などの内容をみると、私たち弁護士が今まさに直面している問題を取り上げ、かつ、適切な内容で実施していただいております。コロナ禍のもとでの取り組みとして、特質す

べき活動をしていただいているものと思います。

なお、Zoom ミーティングを利用する場合、無償のプランでは 100 人までの参加しかできず、実際に研修で支障が生じたため、多人数の参加に対応できるように、Zoom の有償プランを契約し、活用いただけるようにしています。

また、広報委員会では、月に 1 回、ニュースレターを発行するという新たな取り組みを進めています。これも、情報伝達と会員間のコミュニケーションを図るうえで貴重なツールになっているものと思います。

親睦や若手会も、感染防止対策を万全にしながら、企画を進めているところです。

各委員会の創意工夫に満ちた取り組みに対し、改めて感謝申し上げたいと思います。

幹事会と選考委員会での Zoom ミーティングの利用

次に、幹事会と選考委員会ですが、具体的には、Zoom ミーティングなどオンラインによる参加を可能とするかどうか、またこれを出席と認めるかどうかという問題が提起されました。この点については、幹事会と選考委員会でも議論いただき、執行部としては、Zoom ミーティングによる参加を出席と扱うという判断をしました。

この場合問題となるのは「出席」（会則 6 条 6 項、選考委員会規則 6 条 2 項）の文言をどう解釈するかということです。会則に基づく意思決定のための会議という性格上、出席というためには、すべての出席者が議長および他の発言者の発言を含む会議の状況をあまねく認識することができる

ともに、必要なときにいつでも発言を求められることができ、かつ、適式に表決に参加できることが確保されていなければなりません。逆にいえば、これらが確保されるならば、必ずしも物理的に会場にいることは必要ではなく、会場とオンラインで結ばれた方法によって参加する場合も出席と解釈することができるのではないかと考えました。

こうした解釈のもと、幹事会は 7 月の第 4 回から、選考委員会は 7 月の第 2 回から、Zoom ミーティングによる参加も出席と扱うこととしています。その結果、多くの幹事、選考委員の出席をいただき、円滑に会議を開催しています。

役員候補者の推薦にむけて

こうしたなかで、会派の重要な任務である役員候補者の推薦についても、会則や規則に定められたスケジュールに従って、手続を進めました。その結果、7 月の選考委員会で副会長推薦候補者を選考しました。これを受けて 12 月の総会でご審議をいただくことになっています。

おわりに

以上、これまでの執行部と委員会の取組を振り返ってきましたが、執行部は、異例の事態のなかで、元気に活動を進めています。そろそろ任期の半分が経過しようとしています。今後とも、状況に応じ、柔軟に創意工夫をしながら取組を進めていきますので、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。



コロナ禍吹き荒れる中で

副会長 岩本 朗 (47期)

執筆時点で就任から4ヶ月が経ちました。大方の皆様が今日のような社会の状況を想像しておられなかったのと同じように、私自身もこのような状況は全く想像していませんでした。就任直後の4月8日に緊急事態宣言が発出され、日々、COVID-19対応に追われることになりました。

弁護士会には歴代役員によって整備されたリスク管理マニュアルがあります。様々なリスクに対して個別の対応策が整理されており、新型インフルエンザへの対応マニュアルも存在するのですが、長期間にわたって会館の利用を制限したり、面談法律相談を中止することを想定したマニュアルは存在しませんでした。このため、今年度執行部は、始動直後に新型コロナ対策本部を立ち上げ、昨年度執行部等からも本部に加わっていただき、連日これまで想定したことのない対策を議論することになりました。

会館の完全閉鎖をせずに会の活動を継続したこと、面談相談を電話相談に切り替え、法律相談を中断せずに継続したこと、新型コロナ無料電話相談を継続し、拡大したこ

となど、当会の対応は他の単位会や日弁連と比較して積極的なものになったと思います。法律相談センターは、私の担当でしたので、4月はかなりの時間をとって1階の法律相談部で執務をしました。執行部としては、集まって行う会議の開催自体も制約される状況下で、短期間に重要な決断をせざるをえず、決定の手順にも内容にも少なからず問題があったらと思います。それにもかかわらず、春秋会員をはじめ、会員の皆さんが理事者の方針を大きくは理解していただき、協力していただいていることに心から感謝いたします。

対策を議論する中で感じたことですが、COVID-19感染のリスクに対する感受性、受け止め方は会員それぞれの置かれた立場や環境によって相当異なっています。高齢のご家族と同居している会員、障がいのあるご家族と同居している会員、幼い子どもを養育している会員等は、やはりリスクは最大限回避したいと考えておられると思います。私自身は、高齢の両親とは遠く離れて生活しており、自分自身は感染した場合のリスクが小さいと考えられる年代の成長し

た子どもたちと同居して生活しているため、どうしてもリスクを軽視しがちです。執行部の中にも様々な意見があり、基本的に慎重な意見を尊重して意思決定をしていくことになりました。

今回の危機の中で、弁護士や弁護士会の活動のあり方も大きく変わったと思います。私も必要に迫られて、短期間にホスト役を含めてウェブ会議に習熟しましたが、ウェブ会議あるいはリアルとのハイブリッド会議にすることで、事務所が会館の近隣に所在していない会員や子育て中で在宅勤務をしている会員等も参加しやすくなり、常議員会や委員会の出席率が目に見えて上昇しています。確かに、議論が紛糾するような会議の場合はやりにくさがありますが、独特の疲労感を伴うという問題もありますが、感染防止対策が必要なくなった後も、ウェブ会議の活用は続けていくべきだろうと思います。

私は、厚生・会員サポートや協同組合も担当しています。コロナ禍により、事務所経営が厳しい状況に置かれ、経済的な苦境に陥っている会員もあるかと思えます。会が主体となって行えるサポートには自ずから限界がありますが、会員の業務や生活を支えるための施策についても引き続き取り組んでいきたいと思っています。

当然ながら、海外渡航を伴う行事も中止になりました。3月に予定されていた春秋会の台湾への旅行は中止（延期）となりましたが、私が個人的にとっても楽しみにしていたソウル弁護士会との交流会（本来は、ソウルにて開催予定）もウェブ会議に切り替えて行うことになりました。私は、恥ずかしながら、10年以上海外旅行に出かけたことがなく、これに備えて久しぶりに日本国旅券を取得したのですが、残念ながらデスクの引き出しに大事にしまったままになっています。

川下会長率いるチーム2020の一員として、自分の意図と関係なく偶然組まれたチームで共同作業をし、他の副会長たちと濃密な時間を過ごしていく少し不思議な経験をしています。あえてたとえると、クラス替えてひとつのクラスに入れられた生徒の感覚に近いでしょうか。事務所の規模や専門分野、これまでの経験が全く異なるメンバーと会務の様々な課題について議論するのはとても刺激的な経験です。こんな状況ですが、基本的にみんな前向きで、コロナ禍にはめげずに頑張っています。

春秋会の皆様に支えられていることに感謝しております。会館で見かけた際には気軽に声をお掛け下さい。また、役員室にもお立ち寄り下さい。

特集 1

メディア法務・エンターテインメント法務に関する雑感



室谷 光一郎 (新62期)

まずは、私の自己紹介をさせていただきます。私は、元々、メディア業界で社会人生活をした後、弁護士になりました。そのような経歴もあり、メディア業界・エンターテインメント業界に関わる仕事を少しばかりさせて頂いております。目立つところでは、「リーガルハイ」(フジテレビ系列)、「リーガルV」(テレビ朝日系列)等のドラマ・映画の法律監修等といったところだと思います。そのような個人的な知見から感じているメディア法務、エンターテインメント法務について、少し書かせて頂きます。

最近では、メディア法務、エンターテインメント法務に関する書籍等も出版されてきており、その存在は法律家の間でも知られてきているように感じます。ただ、メディ

ア、エンターテインメントといっても関わる領域は一義的なものではなく、テレビ、新聞、出版、インターネット、広告、映画、アニメ、演劇、音楽といった様々なコンテンツ・メディア媒体があり、また、テレビ局等の会社からアーティストのような個人まで幅広い関係当事者が関わる分野です。法律という観点からすれば、著作権法、商標法、不競法、景表法はよく扱う法領域になりますが、それ以外にも、個人情報保護法、独禁法・下請法、労働法関係等もよく関連する法領域です。また、テレビ局なら放送法という業界特有のやや特殊な法領域もあります。あと、名誉毀損・プライバシー、肖像権・パブリシティ権もよく検討をする法領域になります。そして、昨今話題になって

きた芸能人と芸能プロダクションの専属契約、アニメや映画等を製作する際に組成される製作委員会契約等の独特な契約形態やそれに沿った実務も存在しております。どの分野にも共通することだと思いますが、メディア業界・エンターテインメント業界は、「業界慣行」がそれなりにありますので、弁護士としてはこの「業界慣行」をある程度、理解・認識する必要があると思います。例えば、著作権法に定義がない「原盤権」なる用語が飛び交っていたりします。私のような元々、業界にいた人間なら、この「業界慣行」が肌感で分かる場合もありますが、全く関わりのない弁護士にとっては、ここが一つの関門ではないかと思われれます。業界のことを知らない／知ろうとしない専門家の発言等は信用されないものであり、まずは、ここをしっかりと「教えてもらう」「勉強する」という姿勢が重要なように思います。また、上記したとおり、扱う法領域も多岐にわたりますので、その法分野に精通する必要がありますが、これは実務の中でやっていけば自然と習得できるものですので、この点は問題ないかと思います。そして、最大の関門ですが、東京にメディア・エンターテインメントに関わる会社・人が集中しているということです。そのため、メディア法務、エンターテインメント法務に関わるに際しては、大阪の弁護士にとっては、この「東京」問題が最も厚い壁になっているのではないかと、私自身の肌感としてはあります。そして、私もこの「東京」問題をなかなかクリアできず、悪戦苦闘しているというのが今の実態です。

さて、話題を変えまして、メディア法務、

エンターテインメント法務の魅力は何かということについては、関わっている弁護士によってそれぞれであると思いますが、私個人は、表現の自由の担い手である報道機関やメディア機関の弁護が出来るということと文化的モノづくりに関わる事が出来るということが魅力ではないかと感じております。まず、民主主義の根幹は憲法21条に定める表現の自由であり、その担い手として報道機関やメディア機関があると思います。確かに、報道機関やメディア機関が過ちを行うことはありますが、そのような過ちも含め、その是正や発展に寄与できるということは、日本の民主主義に貢献できる一つのあり方だと感じており、それはとてもやり甲斐を感じております。また、人間は文化的生き物であり、その文化的モノづくりの担い手の組織や方々のクリエイティブなあり方を支えるような仕事ができることは、純粋に楽しいと感じております。つきつめれば、純粋にメディアやエンターテインメントが好きということがこの分野に関わっている理由な気がします。やはり、好きこそものの上手なれ、ではありませんが、好きなことを仕事で出来ることはとても幸せなことだと思います。そのような境遇にあることは、ただただ、感謝に尽きます。

散文的に色々書いてきましたが、メディア法務、エンターテインメント法務はまだマイナーな領域ではありますが、多くの先生方が関心を持っていただければ、日本のメディア、エンターテインメントの発展につながっていくのではないかと存じますので、ちょっとのぞいていただければと存じます。



特集2

滝井朋子先生 (15期)

大先輩インタビュー

中西教子 (72期)

1.

「勉強を続けることよ」と、滝井朋子先生は私の目をまっすぐに見て仰いました。「そして、自分にしかできない仕事をするの。」

「弁護士は、誰にでもできるような仕事ばかりしていたりする。全て、大事な仕事ではあるけれどもね。」

「でも、誰でもできる仕事ばかりしていると、選ばれないわけですよ。これぞという仕事をしようと思ったら、選ぶ候補者はいくらでもいる、その中から選ばれなきゃならないの。」

少し言葉は異なるかもしれませんが、第15期、お話を伺っている私の57年上の大先輩の言葉でありました。

滝井先生の信念および生きてこられた仕事人生については、春秋会会報2010年4月号の、小橋り先生御手による秀逸なるインタビュー記事に生き生きと掲載されており、それを是非ともお読みいただきたいところですが、その記事の中で私がお聞きしたいと思ったのは、「法律家が立法作業に携わるという構想」と、「完成するまでは一人でやれば10年かかると思うけれども、どうしてもやっておきたいこと」についてでした。

2. 法律家が立法に携わるべきだという構想について

滝井先生は、私に、一つの判例を見せてくださいました。先生の御専門分野である

知的財産法の、特許法に関わる知財高裁平成30年9月10日第二部判決（審決取消請求事件）です。

ご存じのように、特許出願すると、査定→審判→審決取消訴訟（知財高裁）→最高裁と手続は進んでいくのですが、この判決で問題となっている手続の段階を簡単に説明すると以下ようになります。出願時に出願人が明細書に記載した範囲の中で権利が成立する、その権利になる前なら何度も明細書の補正ができる、権利が成り立たないときは拒絶査定がなされる、その拒絶には理由の通知が必要になる、拒絶査定には不服審判請求ができてそれと同時に補正もできる。そしてこの事案は、特許庁が出願人に対し、不服審判請求時の補正について改めて拒絶理由通知をすることなく、補正を却下して、不成立審判を下したことが、違法であると判断したものです。

詳細は省きますが、ぜひとも特許法の条文を一読してください。特許法（以下同じ）159条2項で拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した時には、拒絶理由の通知を必要と定める50条が準用され、50条但書を見ると、補正することができる17条の2の第1項にあたる場合で53条1項の補正の却下をする時は通知はいらないと書かれており、53条1項を見ると、17条の2の第5項2号（特許請求の減縮を目的とする補正）に違反する時は補正を却下すると書かれ、17条の2の第6項には、前記同条第5項2号の時には

126条第7項を準用すると書かれてあり、そして126条第7項は、権利が認められた後、特許権者が権利の範囲の訂正審判を請求する時に、ちゃんと特許要件を充たすものにすべきという規定です。つまり辿っていくと、特許庁の判断通り、判例の事案のような補正の時には拒絶理由通知は不要と、条文上読めなくはないのですが、知財高裁は、これをひっくり返したというものです。

滝井先生は、私が上記内容をやっどこき理解したように見えた時分を見計らったうえで、「わけわからんでしょ。これ、手続きの段階が全く違う段階のものを準用するなど、読む人が理解しやすいようにという配慮が不足だから、こうなるわけですよ。補正は権利になる前の段階、訂正審判は権利が成立した後の条文でしょ。何を意味している規定か、理解してからでないと、条文の立て付けが理解できないのよ。出願しようとしている人にとって、出願の段階なのに、訂正審判を勉強しないとわからないでしょ。」「法律はもっと読む人にわかりやすくなければならないと、私は思うわけですよ。」

先生は、法律家、つまり、司法試験に合格し修習を終えた人間が法律を作ったならば、このような条文は作らない、条文の立て付けや、どういうことを実現したくて一つ一つの条文を置いたのかを、条文を読めばわかるように作るはずである、と仰いました。「法律家が立法に携わらなければならないのではないかというのが私の意見で、そうすれば法律がとても読みやすくなるのではないか、と言ったのですよ。」

3. 10年の御計について

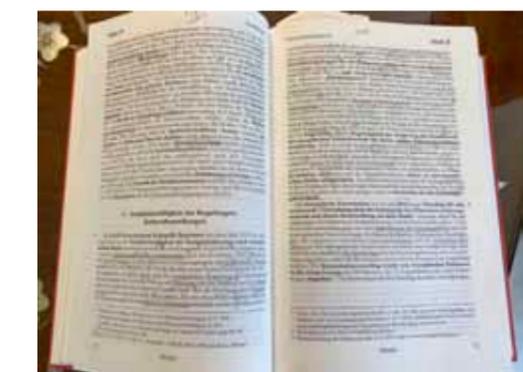
滝井先生は、法律家は立法時点から法律に携わらなくては行けないと、常に考えてこられたようです。前掲の春秋会会報2010

年4月号で、滝井先生はこう仰っておられました。「15期ですから昭和38年以来。もうちょっとで満47年ですか。いやー、やっぱり面白かった、今でもおもしろい。その上、どうしてもやっておきたいことがあります。完成するまでに一人でやれば10年近くかかるかな、と思うのですが。」

この記事が掲載されてから、今年の2020年5月でちょうど10年が経ちます。私はこの滝井先生の「どうしてもやっておきたいこと」について、お尋ねしました。そうすると、滝井先生は私に、ドイツの種苗法のコンメンタールにあたる、`Sortenschutzrecht`（邦題「品種保護法」）と、法律雑誌`GRUR`（「産業的権利保護と著作権法」）を見せてくださいました。

このSortenschutzrecht コンメンタールの巻末には、有名なドイツの知財判例の索引が掲載されており、ドイツの連邦裁判所や下級裁判所、戦前の帝国裁判所の、重要な判決名、出典、関連する論文などが載っています。そして、その掲載文献は`GRUR`であることが多いのです。

Sortenschutzrecht と GRUR



先生は、この索引全てに番号を振ったうえで、一つ一つGRURなどの掲載文献に当たって判旨を中心としてお読みになり、理論をまとめていらっしゃいました。そしてこれらドイツの法理論を参考にして、日本の種苗法をどう変えればよいか、構想を練ってこられた、これが10年来の御計でありました。

「種苗法は、UPOVという条約に合わせているのだけれど、もっと法律的な体系になるべきだと思っていて、条文を組み立てて、種苗法はこうあるべきだということを言いたいと思って、勉強してきたのよ。」

私に説明して下さる先生の目は輝いていらっしゃいました。重ねて申し上げますが、57年上の大先輩の、目の輝きに私は圧倒されました。

4. 先生のお仕事



滝井先生の執務室には、美しい絵画が何枚か飾ってあります。

その中の一枚に、画家古家新のご息女でもあり、画家小磯良平のご門弟でもあり、先生の大学の先輩でもいらっしゃった、画家の古家玲子氏が、滝井先生を描かれた絵画があります。

民法学者の林良平先生が、滝井先生の執務室を訪られた際に、この絵画をご覧になって、「こんな絵の前で仕事をすると、心臓やなあ。」と仰ったとのこと、しかし、凜とした先生の美しさがあふれ出た絵画が飾られた執務室を、私もとても素敵だと思いました。

先生のお仕事の中で魅力があったことは、日弁連の知的財産センターで委員長を務められた2002年からの10年間であるそうです。

「私がとても魅力を感じていたのはね、日本の立法作業が全てそこでわかるのですよ。知財に関してはね。」

特許庁が立法する際に、審議会を開くことはもちろんのこと、法律家の意見を聞くため日弁連の委員会の意見を聞く、その過程で立法の情報が入ることに一番値打ちがあったと、先生は仰いました。

「それを勉強しているのだもの、それを知らなければ意味が無いじゃない。法律ができて雑誌に載ってから法律批評するよりも、意味があると思うわ。今の情報が知りたかったの。今、日本の中心では何をしようとしているか、立法の現状、立法の行き先が、日弁連に居たら全てわかるんですよ。」

日弁連の委員をしていれば、その間、毎月リアルタイムで立法に関する膨大な資料が届けられる。それが欲しくて、現在は先生のお声がけで、大阪の知財委員にいてもその資料を拝見することができるようになっていそうです。

「本当はね、先にアンテナを張って、情報を収集して、先に勉強してから、意見を言うことができれば、最も有益だと思うの。」

また、先生は、裁判が最も好きだと仰いました。きちんと主張したら、きちんと認められる、そんな裁判はやはりやりがいがあり、楽しい、とのことでした。

5. その他のお話

どうやら、弁護士は書面を書くことを嫌がったら、失格らしいのです。

「書面必要でしょ？書面は率先して書かなきゃね。で、例えば、弁護士仲間でも何人かやることがあるけれど、みんな面倒くさいから書面書きたくないんだけど、そこで率先して書くとかね。しかも書けばよいというものではなく、裁判所を説得しないと意味ないのだから。」

そうして、書面を書き、実績を積み重ね、その実績を今度は仲間の弁護士が認めて、他の事件をする時に声をかけたり、紹介してくれたりする、そういうふうにして選ばれていかなければならない、とは冒頭でも触れた先生の御言葉です。

「依頼者が、なるほど、こうやって先生は勝ってくれたのか、とかね。依頼者の紹介か、弁護士の紹介か、仕事はどちらかです。大勢の仕事を見て、その中から選ばなければ意味がありませんよ。」

論文を書くことも同じ理屈だと仰いました。「鉾脈を探す」とは前掲春秋会会報2010年4月号の中でのお言葉ですが、先生が若い頃、「滝井さん、これはやっぱ勉強して、名前を出さないといかん。」とボス弁に言われ、知財を専門にすることにし、雑誌へ寄稿して、その号で法律家が書いた記事の中で一番面白いと言われ、次の号の声がかかり、仕事が繋がっていったといいます。だから、事件が来ないと、原稿の依頼が来ないと、原理は同じこと、頼まれたら良いものを書く、そういうふうにして伸びていくのだと、教えられました。

6. 最後に

先生は、ご自身のお母様が仕事をして経済的に自立したかった、そのお母様の思い

を代わりに実現するために弁護士になられたこと、そのお母様が滝井先生のことについて、「一番困った時に、助けるために神様がよこしてくれたお使いかと思ったことがある」と、滝井先生のお子様に仰ったことがあること、若い頃、刑事事件でやくざの交通事故事件を扱い、組長の親分から感謝されて新地でごちそうになったこと、その他種々数々、お聞きしたことは山盛で、とてもこの枠内に書ききることができませんが、次も次も、と食い下がるしつこい私を温かい目で御覧になりながら、聞き手の身にあまるエピソードの数々を教えてくださいました。

語弊を恐れずに申し上げるならば、先生は、高貴で、清涼感のある方です。

それは、下の者を包み込むように上へと導く清涼感であり、一つの仕事を長年貫かれ、本当の意味で高みにたどり着かれた方が持つ、清涼感でした。

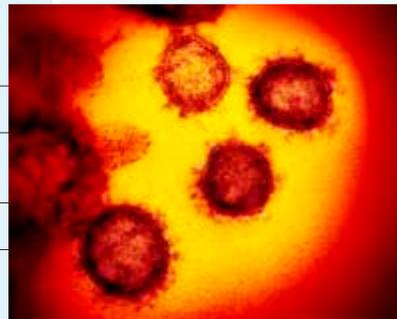
このような機会をいただけたことに、私は本当に感謝申し上げます。

特集3 コロナ禍 -何が起き 何を感じ どう過ごしたか?-

年表

2019.11~2020.9

月日	世の中の動き	日本の動き	法曹界の動き
2019年 11/17	中国湖北省出身の男性が最初の症例である可能性があるが、中国当局はデータを公開せず。		
12/ 8	中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎患者が初めて報告される。		
31	WHO への最初の報告が行われた。		
2020年 1/ 1	最初の感染者群発生と目される華南海鮮卸売市場を閉鎖。		
6		厚生労働省が注意喚起。	
7	原因不明の肺炎が新種のコロナウイルスであることを確認。		
11	中国にて最初の死者発生。		
14	WHO が新型コロナウイルスを確認。		
16		国内での感染者を確認。当初は症状の程度にかかわらず感染者全員の病院での隔離措置が取られたが、感染者が増えるにつれて無症状者は借上げホテルや自宅隔離となった。またクラスター対策を中心とする防疫策がとられた。 外国人観光客によるインバウンドでここ数年景気は好調であり、コロナ禍前の日経平均年初来高値 24,115.95 円を付ける (令和 2 年 9 月 14 日時点)。	
21	台湾・アメリカでの感染者を確認。以後、世界各国に感染者が広がる。	マスクが店頭から消え始め、徐々に高額転売が目立つようになる。	
23	中国が武漢市の人の出入りの制限を開始。		
26	中国広東省政府は公共の場でのマスク着用を義務付け。		
28		日本人の初感染確認。武漢の客乗せたバス運転手。	
29		中国武漢市より政府チャーター第 1 便が帰国。	



月日	世の中の動き	日本の動き	法曹界の動き
1/30	WHO が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言。これに伴い、世界的に防疫体制が敷かれ、武漢市に対して各国民を帰還させるチャーター便が送られるとともに中国以外の国では中国を経由しているクルーズ客船から下船できない乗客も現れた。ネットとマスメディア双方が「コロナ」の話題で埋め尽くされ、不正確な情報 (※ 1) の大量流通や生活必需品 (※ 2) の高額転売が起こる。		
31	中国の感染者が 1 万人突破。		
2/ 1		政府は、中国湖北省に滞在歴のある外国人の入国拒否を決定。新型コロナウイルスによる感染症を「指定感染症」に。	
2	上海市当局などが国内工場からマスクを買い上げたことで世界的な供給不足 (※ 3) が起こる。	全国各地でトイレペーパー不足に。店頭から多くの衛生用品や菓ごもり消費関連 (※ 2) が消え、高額転売が相次ぐ。	
3	病院不足 (※ 4) に対し、武漢市は 10 日間で火神山医院 (病床数 1,000) を完成させる。	クルーズ客船ダイヤモンド・プリンセス号につき、集団感染が発生したため、政府は入港拒否して横浜大黒埠頭沖で停泊させた上、感染症法に基づく 14 日間の隔離措置が開始される (最終合計 712 人の感染者が確認された)。	
5	中国は SNS の微博や微信などの監視強化を発表。情報発信した北京の弁護士やキャスター・市民ジャーナリストが拘束されたり行方不明となる。	ダイヤモンド・プリンセス号横浜沖で 14 日間の船上隔離開始。	
11	WHO が新型コロナウイルスを「COVID-19」と命名。中国での死者数は計 1,011 人、感染者数は 4 万 2,000 人を越えた。		
13		国内で初の死亡者が確認された。	
14			新型コロナウイルス感染症対策 1 として弁護士会館・総合法律相談センターなどでマスク配布・消毒薬設置。
16	中国湖北省は同省全域を封鎖し、不要不急の外出や集会に対する強制措置、生活必需品の配給制を行った。また、外出禁止違反に対して 10 日以下の勾留を科す通知を行う市も現れた (ロックダウン)。		
17		厚生労働省が受診の目安を発表。	
18			3 月末を期限として、大阪弁護士会が主催する市民等が参加する各種イベントを中止または延期することを通知。

※1 26 から 27 度のお湯を呑むと殺菌効果がある等防疫に関するもの、○○で感染者が出た・感染者の過半数は外国人である等感染者情報に関するもの、緊急事態宣言や PCR 検査情報に関するものなど多種多様。
 ※2 マスク・消毒用アルコール・ガーゼ (防疫・布マスク作成等)、トイレペーパー・おむつ・生理用品 (紙製品が無くなる等の香港発のデマより)、バスタ・カップ麺・小麦粉・ホットケーキミックス・ベーキングパウダー・バター・コーヒー・紅茶・PC・椅子・机・任天堂 SWITCH (菓ごもり消費・リモートワーク関連)、等。
 ※3 50 枚入りマスクの価格は、元々 500 円程度であったところ、1 月頃からマスクの買い溜めがささやかれはじめ、3、4 月の頃は 1 万円以上での転売もなされたため、布マスクづくりが流行る。なお、7 月 18 日現在では 1,500 円程度である。
 ※4 中国・イタリア・アメリカなどでは、病院の廊下にまで横たわる患者があふれ、国によっては埋葬等が追い付かない勢いであった。

月日	世の中の動き	日本の動き	法曹界の動き
2/21		国内での感染者が 100 人を超えた。	
25	日本からの渡航者に対する入国制限を課している国が 7 か国となった。	厚生労働省「クラスター対策班」設置。政府が対策基本方針を発表。	
26	韓国での感染者が 1,000 人を超えた。	首相が大規模イベント自粛を要請。北海道：鈴木知事が公立小中学校に休校要請。	
27		政府は、全国すべての小中学校の休校のほかイベント・スポーツなどの集会の 2 週間の中止・延期・規模縮小を要請。	
28		北海道が独自の緊急事態宣言を出し、4 週間にわたり外出自粛を呼びかけた。	最高裁判所から下級裁判所宛てに、期日等について柔軟な対応を求める「新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）」が发出。
29	イタリアでの感染者が 1,000 人を超え、ヨーロッパでの感染拡大が始まる。	ディズニーランド&シー・USJ 臨時休園開始。	
3/ 6	世界全体での感染者数が 10 万人を超えた。		最高裁判所から下級裁判所に対して感染症対策を指示する事務連絡が发出。
8	世界全体での感染が確認された国・地域が 100 に到達した。		
9		専門家会議が三蜜回避を呼びかける。	
10	米トランプ大統領は「中国ウイルスが世界に拡大している…」等のツイートを行った（※ 5）。イタリア全土で移動制限始まる。	政府は「歴史的緊急事態」に初指定。国民生活安定緊急措置法の政令改正によりマスクの転売が禁止に。	
11	WHO がパンデミック相当との見解を示す。	センバツ高校野球中止決定。	大阪弁護士会にて新型コロナウイルスに関する事業者・労働者等向け無料電話相談が開始。
12	アメリカがイギリス以外のヨーロッパからの入国を 30 日間停止すると発表し、以後世界各国で入国制限が広がる。		大阪高裁・大阪地裁（支部及び管内簡裁を含む）・大阪家裁にて、傍聴席の削減が開始される。
13	各国が強制力を持つ法的根拠によりロックダウン措置を開始。	日本は罰則を伴わない改正新型インフルエンザ等対策特別措置法を成立させ、自治体主導での自粛要請を行うこととなった。政府はマスクの高値転売を禁止。	
16	中国武漢市での感染が終息し始めたとの報道が出る。		
19	イタリアの死亡者数が中国を上回り、世界最多となる。	大阪：吉村洋文知事と兵庫：井戸俊三知事とともに 3 連休の両府県間の往来自粛要請。日経平均年初来安値 16,552.19 円となる（令和 2 年 9 月 14 日現在）。	
20		任天堂 SWITCH ソフト「あつまれ どうぶつの森」発売。巣ごもり生活の中オンラインプレイによる交流ができるため世界的な大ヒットに。	

※5 米中対立の悪化が鮮明となり、以降医療物資やワクチンの開発競争・米国の WTO 脱退発言等コロナ関連についても米中対立的となる。

月日	世の中の動き	日本の動き	法曹界の動き
3/24		2020 東京オリンピックの 1 年延期が決定。シャープがマスク生産開始（50 枚入り / 2,980 円（税別））。海外でも政府要請等により異業種によるマスク（ディオール・GM）や人工呼吸器（テスラ・ダイソン）生産への参入が相次いだ。	大阪弁護士会より 4 月中の研修や委員会開催延期の対応を通知。
25	英チャールズ皇太子が感染。	東京：小池知事が週末の外出自粛を要請。	
26	アメリカの感染者数が 8 万 3,500 人を超え、世界最多となる。	政府は特措法に基づく対策本部設置。阪神の藤浪晋太郎が感染。当時感染による症状が不明であったため、自覚症状として嗅覚異常を訴えたことが広く報道される。	
27	イギリスの EU 離脱を主導したボリス・ジョンソン首相が感染。	国内の感染者が 1 日の人数として最多の 100 人超。日本からの渡航者に対する入国制限を課している国が 176 か国・地域となり、世界の 9 割相当となった。	
28	スペインでは不要不急の労働禁止。		
29		志村けんさん死去。当時の日本の感染者数が 81 人であったため、国民に衝撃が走る。	
31		日本は、アメリカ・ヨーロッパ・中国・韓国を渡航中止勧告と入国拒否の対象国とすることを決定。	4 月 10 日以降大阪弁護士会事務局の窓口対応時間の短縮（10 時～12 時、12 時 45 分～16 時）が決定（総務部・委員会部・企画部・法律相談部）。
4/ 1		政府は国民 1 人あたり 2 枚のマスク配布を決定。全世界からの入国者に 2 週間待機要請決定。	
2	世界全体の感染者数が 100 万人を超えた。		
5			大阪拘置所にて拘置所初となる刑務官の感染確認。
7	米企業ワクチン臨床試験開始。世界で 3 番目。	政府は東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡に緊急事態宣言を発令。不要不急の外出自粛のほか、デパート・飲食店などの休業・時短営業も相次ぎ、ビジネス街や商業地は閑散とし、zoom・teams などによるリモートワークが急増。	4 月 8 日以降大阪弁護士会が実施する面談法律相談の中止と代替措置として電話による法律相談の実施・刑事当番の維持・受付業務の短縮（10 時から 16 時）が決定。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日弁連法律援助事業について、業務縮小等の告知。
			
	御堂筋	大阪駅前	

月日	世の中の動き	日本の動き	法曹界の動き
4/8		国内の死者が100人を超える（クルーズ船を除く）。	最高裁判所から下級裁判所に対して感染症対策としての業務縮小に関する事務連絡が発出。 4/8～5/6までの間、裁判所の役割を維持するために必要な業務等は継続し、その他の業務は縮小または中断する旨通知された。 ・民事事件の継続案件について、既になされた期日の指定は結果としてすべて取消となった。 但し、全ての文書の受付と、保全・DV・人身保護といった緊急性の高い案件や執行・倒産については、事件ごとに判断された。 ・刑事・少年事件に関しては事件ごとに期日の実施につき個別に判断された（拘束無し：期日延期、拘束有り：続行予定なら取消となること多し）。 ・民事事件を含む家事4/8～5/1まで原則取消。 狭山市などを皮切りに順次自治体法律相談が電話相談に切り替わる。 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」にて出張相談の休止、相談日の削減決定。 各刑事施設における一般面会中止。 大阪家裁後見センターの受理面接等が中止され（5月6日まで）、定期報告書の期限が1カ月延びる。
10		愛知県が独自の緊急事態宣言を出した。	4月10日からの弁護士会事務局の自宅待機・交代勤務が決定。
11	世界全体での死者数が10万人を超えた。 アメリカの死者数が2万人を超え、世界最多となる。	消毒用アルコールの不足が顕著になり、サントリーや地酒メーカーが消毒用アルコールや同等のスピリッツの製造を開始する。	
13		病床数ひっ迫により各地で軽傷者・無症状者については借上げホテルにて受け入れ開始。	緊急事態宣言の影響による法テラス大阪の業務遅延により国選弁護報酬の振込日の変更される。
15	IMF「経済成長率 世界恐慌以降で最悪の見込み」。		
16	世界全体での死者数が200万人を超えた。 	政府は全国に緊急事態宣言を発令。また、13都道府県が特定警戒都道府県に位置付けられた。 国民1人あたりに一律10万円を給付する特別定額給付金支給が決定。その他各種給付金・助成金・公共料金等の支払い延期等が世界各国で経済対策として行われる。	10万円給付は世帯主による申請・受領方式であったため、在監者やDV被害者・被後見人等の個別受領方法が各種メーリングリストの話題となった。
18		国内での感染者が1万人、死者数は200人を超えた。	
20	医療従事者応援のためにブルーにライトアップされた。	沖縄県が独自の緊急事態宣言を出した。祇園祭の中止決定。 コロナ関連の経営破たんが100社に到達（2月2社、3月23社）。	日弁連が全国統一ダイヤル方式による電話相談を開始。大阪も受付業務を分担。 解雇・休業補償・融資・給付金・株主総会の開催方法等に関する相談があった。
21			4月27日より23条照会申出書の提出方法が郵送のみとなること決定。

月日	世の中の動き	日本の動き	法曹界の動き
4/22	世界気象機関はコロナの影響で今年には温室効果ガスが全世界で6パーセント減少するとの見通しを示した。		
23			日弁連は、刑事収容施設における感染拡大防止を求める会長声明を出す。 大阪弁護士会は、一般面会の制限に対する申し入れを行う。
26	世界全体での感染者数が300万人、死者数が20万人を超えた。		
27			大阪弁護士会は、被疑者・被告人の処遇等に関する照会及び申し入れを行う。
28	アメリカの感染者数が100万人を超えた。		「自由と正義」の5・6月号発刊中止決定。日弁連の定期総会開催時期変更決定。 春秋会では初のWEB研修「雇用調整助成金の活用で事業と雇用を確保しよう」が開催される。
30		日経平均株価が2万円台に回復。 新型コロナ対応の補正予算が成立。	
5/1			日弁連は、緊急事態宣言の影響による賃料滞納に基づく賃貸借契約解除を制限する等の特措法を求める会長声明を出す。
5		大阪府は外出自粛要請や休業の解除の基準として大阪モデルを策定。これに合わせ、太陽の塔や通天閣が信号色にライトアップされることとなる。 渡航制限によりGW中の出入国者数が前年同期比99.0パーセント減となった。	
7		国内の感染者数が1日の人数が100人を割る。 レムデシビルが新型コロナ治療薬として承認。	日弁連は、住居確保給付金の支給要件緩和等、生活保護制度の運用緩和等、雇用調整助成金の早期給付等、刑事収容施設における過度の一般面会の制限防止、の会長声明を出す。
8			大阪府下の裁判所の縮小方針の維持及び業務の一部再開が通知される。 ・民事事件につき、従前業務に付加して緊急性の高い執行・倒産・民事訴訟・民事調停事件およびその事務。 ・刑事事件のうち身柄の公判のうち従前に付加して緊急性の高い事案。 ・家事事件につき、従前に付加して緊急性の高い調停・審判・後見開始・同監督及び親権停止事件の一部。 ・少年事件につき、従前に付加して、試験観察付事件の終了など緊急性の高い事案。
10	世界全体での感染者数が400万人を超えた。		

月日	世の中の動き	日本の動き	法曹界の動き
5/11			大阪弁護士会は、弁護士会での事業者・労働相談を総合電話相談に拡大。
12			大阪弁護士会は、新型コロナウイルスに関連する生活保護制度等の要件緩和に関する会長声明を出す。日本司法支援センターの民事法律扶助において、テレビ電話等を利用しての法律相談援助を行うことが可能となる。
14		39 府県の緊急事態宣言が解除された。	
15	世界全体での死者数が 30 万人を超えた。	レナウンが民事再生申立。	日弁連は、中小企業等の新型コロナウイルス感染症対策の緊急融資の改善を求める会長声明を出す。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う法律援助事業における法律相談の取扱いについて、電話相談も対象となる。
20		夏の全国高校野球中止決定。その他各種スポーツ・文化のイベントが幅広く中止された。	
21	世界全体での感染者数が 500 万人を超えた。	大阪・兵庫・京都の緊急事態宣言が解除された。	大阪拘置所の一般面会が再開。
22			大阪府下の裁判所の業務再開が通知される。
25		残る 5 都道府県の緊急事態宣言が解除され、三密を避ける「新しい生活様式（マスク着用・リモートワーク・バイクの停止）等」が提唱されるようになる。	大阪弁護士会は、新型コロナ特設サイトを立ち上げる。
28	アメリカの死者数が 10 万人を超え、世界全体の約 3 割を占める。		
6/ 1		全国的に公立学校全面再開。	
2		初の「東京アラート」発令。都民に警戒呼びかけ。コロナの感染防止と経済再開・基準作りの模索が始まる。	
7		三密回避のための撮影中止の影響で大河ドラマ「麒麟がくる」が放映休止。5 月半ばころから各局名作ドラマの再放送が相次ぐ。	
11	アメリカの感染者数が 200 万人を超えた。		日弁連は、専門家会議のすべての会議について発言者と発言内容を明記した議事録の作成を求める会長声明を発表。
15		政府の布マスク配布完了。	
19		都道府県をまたぐ移動の自粛が全国で緩和。USJ の営業再開。濃厚接触の疑いを通知するアプリ利用開始。	
20	ブラジルの感染者数が 100 万人を超えた。		

月日	世の中の動き	日本の動き	法曹界の動き
6/23		岸和田市春木地区を皮切りに順次だんじり祭りの中止が決定。	
28	世界全体での感染者数が 1,000 万人を超えた。	東京ディズニーランドの営業再開。	
29	世界全体での死者数が 50 万人を超えた。		
7/ 3		国内の感染者が 2 カ月ぶりに 200 人を超える。	
7		ダイヤモンド・プリンセス号を除く国内の累計感染者数が 2 万人を超える。	
8	ブラジルのボルソナロ大統領新型コロナ陽性。		
9	アメリカの感染者数が 300 万人を超えた。	国内の感染者が 300 人を超える。5 月 2 日以来。	
12	世界全体での感染者 24 時間で最多の 23 万 370 人。アメリカのトランプ大統領初のマスク姿。	「大阪モデル」黄色信号点灯。	
14	芸術家のバンクシーが地下鉄を舞台にマスクを促す動画投稿（※ 6）。		
16	ブラジルの感染者数が 200 万人を超えた。		
17	インドの感染者数が 100 万人を超えた。		
18	世界全体での死者数が 60 万人を超えた。		
20		クルーズ船と空港検疫を含む国内の累計死者数が 1,000 人を超えた。	
21		厚生省は海外製薬会社とのワクチン確保チーム設置。	
22		旅行費用を助成する GoTo トラベルキャンペーン始まる。国内の一日の感染者 795 人、過去最多。	
23	世界全体での感染者数が 1,500 万人を超えた。アメリカの感染者数が 400 万人を超えた。		
26		国内の感染者 3 万人を超える。	
27		金国内価格が史上最高値（1 トロイオンスあたり 1,944 ドル）を付ける。	
28		国内の死者 1,000 人を超える（クルーズ船を除く）。	
29		国内の一日の感染者 1,000 人、全国最後の岩手県で初確認。	日弁連は、新型コロナウイルス下で差別のない社会を築くための会長声明を発表。

マスク着用など入場規制された USJ。

GoTo 始まるも閑散とする長崎オランダ坂とハウステンボス。

※6 マスクをする文化のない国もあり、各国ではマスクをすべきか否かの激しい論争が起こった。また、社会の不安定さから、香港民主化運動弾圧や人種差別（BLM 運動）に関する議論・デモが巻き起こり、密集を避けるコロナ対策（政府）と人種差別撤廃や自由を叫ぶ民衆との摩擦・折り合いが問題となった。

月日	世の中の動き	日本の動き	法曹界の動き
7/31		政府はワクチン供給で米企業と基本合意したことを発表。 7月の倒産件数は前年同月比8.2%増の847件。	
8/6		お台場に置かれていた五輪マーク点検のため一時撤去。	
7	インドの感染者数が200万人を超えた。	厚生省は新型コロナワクチン国内生産へ6社に900億円を助成。	
10	アメリカの感染者数が500万人を超えた。		
11	世界全体での感染者数が2,000万人を超えた。		
14		感染相次ぐ歌舞伎町でホストを恐喝容疑で逮捕。警察は防護服姿で捜索差押。	
15	ヨーロッパで感染再拡大を受けた措置が相次ぐ		
17		2020.4～6月期の実質GDP（国内総生産）速報値は、年率換算で27.8%減と戦後最悪の落ち込みを記録。	
20		政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長は日本感染症学会で今回（第二波）の感染拡大が全国的に見れば「ピークに達した」と考えられるとの認識を示した。	
21			警視庁は感染症対策として参考人聴取をなるべく電話で行う旨の指針を策定。
23	インドの感染者数が300万人を超えた。		
24			大阪府警本部は、入館の際の検温開始。但し37.5度以上あっても接見は可能。
28		憲政史上最長の在任期間(2820日)となった安倍晋三首相が辞意を表明。	
30		大河ドラマ「麒麟がくる」放送再開。	
31	アメリカの感染者数が600万人を超えた。		
9/1	ロシアの感染者数が100万人を超えた。		
3	ブラジルの感染者数が400万人を超えた。		
5	WHOがワクチンの分配配布は来年中ごろとの見通しを示す。 インドの感染者数が400万人を超えた。		
7	インドの感染者数がブラジルを抜き、世界第二位となった。		

月日	世の中の動き	日本の動き	法曹界の動き
9/11		コロナ関連の経営破たんが517社（法的整理444件（破産413件、民事再生31件）、事業停止73件）となった。	
15		安部路線の継承を唱える菅義偉官房長官が自民党総裁選挙で圧勝（菅氏：377票・岸田氏：89票・石破氏：68票）。	

本年表は、NHKコロナ特設サイト・日弁連HP・大阪弁護士会HP・各種報道・Wikipedia・大阪地方裁判所総務部への確認、等を参考に作成した（R2.9.14最終編集）。

interview

久保井総合法律事務所の今村峰夫先生（39期）、上田純先生（50期）から、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言下での業務体制について伺いました。

1 緊急事態宣言下での勤務体制を教えてください。

緊急事態宣言の期間中（4/8～5/24）は、弁護士については原則テレワークとしましたが、依頼者や裁判所の都合で、半数程度出勤している日も少なくありませんでした。ただ、朝から晩までの出勤は少なかったです。

事務局については、下記5のとおり事務所に来てもらわないとできない業務については、何回か事務所に来ってもらうことができましたが、原則自宅待機（休業）又はテレワークとしました。

依頼者との打合せや会議については、個人の依頼者など、どうしても事務所での打合せが必要な場合を除き、全てリモートで行うようにしました。また、やむを得ず、事務所で打合せ等をする場合でも、十分に換気のできる窓のある広い部屋で行い、接近を避けるためにお茶も出さないこととするなど、感染防止を徹底しました。

さらに、事務所内（弁護士、事務局）の打合せはほぼ全て zoom や電話で行いました。一方で、テレワークでは各自の様子が分からないので、毎日事務所のメンバー全員で短時間の朝礼のようなものを zoom で行ったほか、日々の簡単な業務報告を各自メーリングリストにアップするようにして、情報共有を図りました。

2 電話やFAXでの連絡にはどのように対応していましたか？

事務所で携帯を新たに2台契約し、それをテレワークの事務局2名に持ってもら

い、事務所にかかってきた電話は全てその2台に転送されるようにしました。転送された電話のうち、弁護士からの連絡が必要なものについては、電話を取った事務局から弁護士に連絡してもらい、弁護士から先方に電話をするという方法で対応しました。転送されている分、多少呼び出しに時間がかかるのかもしれませんが、電話先からすると、転送されていることにも気づかなかったのではないかと思います。対応時間も緊急事態宣言前と変わりありませんでしたので、対外的には影響が少ない形をとることができました。

FAXについては、受信したFAXを全て事務所内のメーリングリストに転送されるように設定しました。これによってFAXについても、事務所外で対応できるようになりましたが、事務所宛ての全てのFAXが自動的に転送されるため、その中から自分に関係するものとそうでないものを分別するのが大変でした。

3 郵便物の受領、発送はどのようにされていましたか？

郵便物は当然事務所に届きますので、事務所の近くに住んでいる弁護士が毎日出勤して、郵便物対応をしました。具体的には、郵便物を弁護士ごとに仕分けし、緊急性の高そうなものだけ開封し、担当の弁護士に連絡をするという対応をとっていました。

発送については、弁護士各自が自ら郵便局に持ち込むなどして対応しましたが、電子内容証明のようにオンラインで発送可能なサービスも積極的に活用しました。

4 打合せなどで工夫されたことはありますか。

できるだけリアルな会議をリモートに変更し、接触の機会を削減しました。また、そのために事務所で zoom の有料アカウントも取得したほか、webカメラやヘッドホンも必要数購入し弁護士全員がweb会議に十分対応できるようにしました。

5 テレワークでは対応できなかった業務はありますか？

事務局についていうと、経理・労務の業務は、経理ソフトのライセンス上、事務所の特定のパソコンの操作が必要なため、何度か出勤をお願いしました。また、インターネットバンキングでの振込みも事務所のパソコンでしかできない設定になっているため、事務所に出勤しての作業にならざるを得ませんでした。

弁護士については、裁判所への出頭が必要となる裁判手続（緊急事態宣言中も仮処分の審尋期日など緊急性の高いものについては行われていた）、web会議に対応できない依頼者との打合せ、団体交渉の立会などは、テレワークでは対応できませんでした。

6 テレワークを実施して良かったことはありますか。

zoomなどのweb会議に慣れたことが大きいです。今回のコロナ禍がなければ、触れることもなかったかもしれませんが、嫌でもやらないといけない状況になり、強制的に上達しました。また、リアルな会議では日程調整が難しい依頼者でも、zoomなら比較的簡単にミーティングが設定できるので、業務の効率化を図ることもできるようになりました。



7 緊急事態宣言の前後で業務に変化はありますか？

7月中旬までは、事務局の勤務開始時間繰下げ（部分休業）やローテーションでの自宅待機（休業）をしていました。

また、現在も、事務所内の会議（勉強会、相談会等）は引き続き zoom などのweb会議で行っています。FAXの自動転送も続けています。

8 休業給付金等利用した公的給付はありますか？

現在のところはありませぬ。雇用調整助成金については検討中です（2020年7月時点）。

今村先生、上田先生、お忙しいところありがとうございました！

ス テ イ ホ ー ム

コロナ禍で生活上変わったこと

豊島達哉 (45期)

緊急事態宣言下、散髪屋が営業自粛をしていたため、私は2ヶ月ほど散髪ができない状態でした。

見かねた私のつれあいは、「ヘヤーカット」なるものを購入し、その使い方の紹介をしている youtube 動画を見てイメージトレーニングしたうえで、私の髪の毛を切ってくれました。

つれあいにとって、散髪はとても楽しかったようで、以後2日に一度は「そろそろ髪の毛伸びたんちゃうん?」と言ってきます。

今は散髪屋の営業は再開されています。先日、つれあいから「散髪したるか?」と聞かれた際に「散髪屋に行くわ」と返答したところ、つれあいは「ええよ。行ってきたら・・・」と、さみしそうに言ったので、今後つれあいに散髪をしてもらおうと考えています。



ステイホームで体と野菜作り

濱田雄久 (47期)

ステイホームの合言葉を受けて、私も私なりの工夫で時代にふさわしい趣味に取り組みました。

その一つは坂道ダッシュです。私は休みの日はよく家の近くのジムに行って比較的甘めのトレーニングなどをしていたわけですが、クラスター発生のリスクが指摘されたため、ジムを敬遠するようになりました。

「ジムに行けないのでジョギングをした、ランニングをした」という方は割合多いと思います。私の場合、これに加えて坂道（登坂ということです）ダッシュを採り入れました。郊外に住んでいるので、人があまり通らない坂を見つけるのは簡単です。ジョギングで坂の下まで行ってマスクを外し、5本全速に近いスピードでかけあがるというのをやりました。自分なりにがんばったつもりなのですが、感染防止のためとはいえ人が少ないところで坂道ダッシュをして倒れる方が新型コロナよりもリスクが高いことに気が付いたので、最近になって、割合人目のあるところで階段ダッシュをする方針に切り替えました。

もう一つはプランターでの野菜作りです。ミニトマトは15個くらい、キュウリは3本くらいできましたが、最近は猛暑にやられて両方ともへたってきています。土いじりは楽しいことに気づきましたので、これからも時々してみようかなと思っています。

坂道ダッシュと野菜作り、ご興味のある方は是非一緒にしましょう!



テレワークに関する ML の議論まとめ

テレワーク実施時の課題は、大別すると、

- ① データへのアクセス方法、② 電話システム、③ その他 の3つとなります。

① データへのアクセスについて

(1) クラウド

i) 欠点

- ・数多くのハッカーが情報を狙って攻撃をしてくる（攻撃される確率が極めて高い）。
- ・データ保存会社はいつでもデータののぞき見ることができる。

ii) 利点

- ・非常に経済的に情報を共有出来る。
- ・ハッカーに対して世界最高水準の防衛を行っている（今まで情報漏洩は起きていないはず）。
- ・自社サーバが地震や津波で無くなってしまふことはない。

製品例) OneDrive

(2) 自社サーバー

i) 欠点

- ・物理的にサーバが地震や津波で被害を被ると情報が消える。
- ・ハッカーから攻撃を受けると防御が極めて脆弱。

ii) 利点

- ・データ保存会社にのぞき見られる不安がない（もっとも、依頼をしているシステム会社は作業中にのぞき見が可能ですが）。

- ・そもそもハッカーから狙われる対象となる確率はとても低い。

製品例) Neusoft(リース費用:月7,000円~8,000円)、ムラテック(高額)、RemoteView(デバイス1台36,000円、1アカウント月/1,100円)

② 電話システム

- ・事務局の携帯転送し、弁護士から折り返す。
- ・事務所用携帯を購入し、事務員へ貸与
- ・電話代行システム（専門性の程度によって月/1万円から月/12万円）。

③ その他

i) 発送作業

- ・プリンターを事務員に貸与、印刷の上、各自で発送作業。

ii) FAX

- ・ネットFAX（月額費用なし、1枚10円）。
- ・受信時はPDF返還のうえ、メールで受信。

iii) 対応困難であったもの

- ・受け入れ郵便物の対応
- ・新件受任。

新型コロナウイルス対策のテレワークについて

愛須勝也 (53期)

緊急事態宣言中は、弁護士と事務局を2つに分けて、隔日勤務を実施。テレワーク日には事務所の出入りを厳禁。万が一、感染者が出た場合も片方のチームで回す苦肉の策。

一方、ステイホーム中は、猫2匹と家族4人が1日中家にいるという密な状態。大学1年の息子と私が、1階と2階でZoomの会議や授業。猫がキーボードの上で踊ったり、画面に映り込むということはなかったが、昆虫やヤモリなどの獲物を追いかけて走り回り、「こら!」という叫び声が飛び交ったりはした。大半寝ている猫の側にいると、こちらもつい眠ってしまう。養老孟司先生のように猫との優雅な生活とはいかない。



『不要不急なもの』で生かされている。

堀川智子 (57期)

昨年の夏、私は「とある方」の退団公演を観に劇場に足繁く通っていた。炎天下、朝早くから仕事道具を抱え、劇場前に並んで観劇した時は体力的にきつかったが、幸せて充実した毎日だった。

今年、新型コロナで世界は一変した。

興行関係は『不要不急』と軒並み中止。「とある方」の退団後の公演も中止になり、私の遠征計画も消滅した。

緊急事態宣言発令で期日は全て取消し、我々弁護士の仕事は『不要不急』かと愕然としつつ、それでもいま支援を必要とする方もいて、電話やメールでの打合せを多用しつつ自宅と事務所を往復する日々。ささやかな楽しみと言えばテイクアウトのランチぐらいだが、これも黙々と食し、家では再放送ドラマを観た。日々の生活から彩りが消え、世界はモノクロになったようだった。

手探りの状態で『不要不急なもの』が再開されつつある。『不要不急なもの』を仕事にする者と、日々の彩りとする者。人は『不要不急なもの』で生かされている。



簡易ジムを…

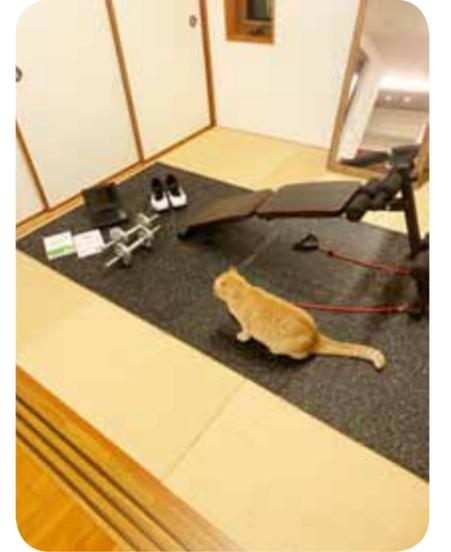
山口昌之 (58期)

3月中旬から体育館が使えなくなってバスケができなくなり、4月からはジムも閉鎖されて行けなくなりました。この歳になると、一度衰えると取り返すのに何倍も時間がかかることを身に試みしています。

外でのランニングはかろうじてできるが、家で何ができるか。

!!簡易ジムを作ろう!!と思いつき、通販でジム用のマット、ダンベル、腹筋マシン、DVDプレーヤー、トレーニング用の本とDVDなどを買い揃え、こつこつとトレーニングを続けました。バスケ仲間とはZoomを使ってオンライントレーニングもしました。

こちらが必死でトレーニングをしているところに、たまにネコハラの被害に遭いました。今は来なくていいよ、と。



ステイホームで折り紙博士!

浦 寛幸 (59期)

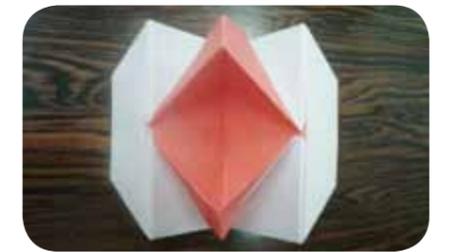
遊ぶにしても、USJはダメ、公園もダメという状況のため、家の中で6歳の息子と遊ぶ生活が続いた結果、ずいぶん折り紙の腕前が上達してしまいました。

ということで、突然ですが、このステイホーム期間中に最も作った折り紙ベスト3を発表させていただきます。

第3位は、「パクパクさん」です。右と左の持つところを引いたり押したりすると、その名のとおり、口がパクパクします。

第2位は、「カラス」です。細い脚ですが、自立します。残念ながら、羽ばたくことはできません。

第1位は、「紙飛行機」です。このタイプが、最も滞空時間が長く、よく飛びます。ただし、家の中でしたので、すぐに壁に当たって墜落するのです。



複雑な県境

広瀬元太郎 (60期)

私は尼崎市に住んでいます。「県境を越えないように」と言われるとたいへん面倒な町です。30分も歩けば到達する大阪市はだめで、淡路島はいいのかという問題は別として、ステイホーム期間は、尼崎市を自転車で探索してみました。

尼崎市と大阪府は、神崎川とか猪名川が境になっているのですが、尼崎市の北部には、猪名川を越えて豊中市が侵略してきている場所があります。

写真にある「利倉西」がそうです。普通の路地が、大阪と兵庫の境になっており面白い場所です。おそらく、猪名川の旧流路が府県境なのだと思います。

住宅のガレージに止まっている車も、その路地を境に「大阪」ナンバー「神戸」ナンバーに分かれます。マンホールのマークも県境を境に変わったりと、結構興味深い場所です。「県境マニア」という趣味の領域もあるそうです（ネットで検索すると、いっぱい出てきます）。

コロナで急にクローズアップされた「県境」探索はいかがでしょう。



次の出番は…?

角崎恭子 (64期)

もともとインドアを極めた生活ぶり、緊急事態宣言下でも私自身の生活はあまり変わらなかったのですが、依頼者や相談者と対面する機会が激減する等、仕事の仕方は大きく変わりました。研修等を Zoom 等で受講できるようになったことは大変にありがたかったのですが、こちらが発信者になると話は別です。

ゲスト講師として半期に1コマだけ担当するある大学の授業で、レジュメや資料に加え動画等での解説を求められ、容量の点から Zoom の機能を使い、1人で動画を作成することになりました。音声が聞き取りにくいと困ると思い、マイクを用意して、時間を図ったり、レジュメを動かしたり、私にとってはなかなか大変で、変な汗をかきながら何とかやり遂げました。来年は、対面での授業になってほしいです。



イチゴジャムのお誘い

木場晶子 (67期)

ステイホーム、というほどのステイホームはしなかったのですが、県外の期日も取り消され、遊びに行く先も自粛ムードになり、結果的に週末は引き籠ることに。流石に飽きてきたので前から気になっていたイチゴジャムを作ることに。なんとなく大鍋で作るイメージがあったため、まずはイチゴを大量発注。ヘタを剥いで、呆れるほどの砂糖と混ぜて一晩放置。イチゴの水分が出てきたのでそのまま加熱。沸騰してきたらレモン汁を加えて、焦げ付かないよう時々木べらで混ぜつつ、傍らでジャムを入れる用の空き瓶を湯煎消毒。スプーンに少し取って水に垂らし、散らすに底まで落ちたら完成です。空き瓶にギリギリまで入れて直ぐ蓋をすればほぼ密封状態になり、砂糖の濃度によっては常温で3年ほど持つとか。丸ごとごろっとイチゴジャム、パンに載せてもヨーグルトに掛けても美味しいです♪



バーチャル背景のすすめ

加藤 卓 (68期)

私は新型コロナウイルスの流行以前からWEB会議システムを広く活用することを強く訴えており、その意味では、ステイホーム期間は私の追い風となるものでした。今では打ち合わせの大半がWEB化し、ステイホーム期間とは関係なく、在宅ワークで1日を終えることができる日も珍しくありません。心やすい相手との打ち合わせでは、このバーチャル背景を設定しています。何の背景かわかりますか？

「加藤さんとこの家？」
「まさか、こんなにポップな感じに飾り付けてませんよ。」
ちょっとした会話のきっかけになります。バーチャル背景の設定、オススメです。



実家に帰っていました

日下部 太一 (68期)

私は、京都市下京区に妻と1歳の娘の3人で住んでおり、共働きのため普段は娘を保育園に預けています。緊急事態宣言により保育園への預け入れが原則不可となってしまいました。私の妻の会社も事業所への立ち入りが禁止されテレワークが強制となったのですが、妻が一人で1歳の娘の面倒を見ながら仕事をするのは難しく、京都市左京区にある私の実家に家族で疎開し、昼間は私の母に娘の面倒を見てもらうことになりました。実家から事務所までは片道1時間半かかるのですが、幸い京都事務所があるため、私は実家から京都事務所に出勤、妻は私の受験時代に愛用した実家の2階にある机でテレワーク、娘は1階で私の母と一緒に過ごすという生活が続きました。ただ、私の母が毎日見るというわけにもいかないので、たまに私もテレワークをして、妻と分担して娘の面倒を見ていたのですが、全く仕事になりませんでした。写真は、私の仕事の資料とペンを娘が取り上げて落書きしている様子です(資料はコピーですので大事には至りませんでした)。いろいろ不自由しましたが娘と一緒にいる時間ができたのは良かったです。



子どもとの時間

吉留 慧 (68期)

私は今年の1月に独立をしたこともあり、なかなか娘(2歳)との時間が取れていませんでした。今回のコロナ禍では、主に業務上多くの苦勞がありましたが、娘の保育園が休みになったこともあり、娘との時間が増えたことが唯一の救いであったと思います。どこかに出かけることはあまり出来ませんでした。家でパズルをしたり、お絵かきをしたりして過ごしました。子どもの成長の早さに改めて驚き、感心しきりの日々でした。



餃子のススメ

鮫島 千遥 (68期)

新型コロナ禍の影響で行動が制限される中、私は、毎週のように餃子を包んでいました。具材のみじん切り・餡をこねる・皮で包む過程は余計なことを何も考えず没頭でき、完成した餃子はすぐに冷凍すれば保存もできる、正に一石二鳥! 具材や調味料を工夫してイタリアン風味やカレー風味という変わり種もなかなか美味で、バリエーションを考えるのもいい気分転換になります。



餃子といえば、焼いてご飯のお供にするのが一般的ですが、私のお勧めは、水餃子にして主食として食べることです。調理時間も短縮できますし、フライパンの焦付きが気になることもありません。何よりヘルシー! 大量に食べても問題なし! 自粛期間中の体重増加が気になる方にもおススメします。

コロナ禍での日常生活

佐野 翔平 (69期)

緊急事態宣言が出されたとき、ちょうど妻が復職し、1歳になったばかりの息子を保育園に預け始めたところでした。最初は、「子どもとの時間が取れてありがたいなあ」程度の感覚でしたが、忘れもしない4月20日、事態は急変します。保育園が休園になったうえ、医療関係者の妻がコロナ対応に当たることに。さらに、頼みの綱の両親も、祖母が入院したため手が回らず。保育園再開までの約1カ月間、メールと電話を駆使し、日中はほぼ家事育児、仕事は子どもが昼寝をしている間か夜寝てから、という状況でした。「日常」というにはあまりに非日常な日々でしたが、ちょうど立ちあがり歩きはじめるまで、我が子の成長の瞬間に立ち会えたことは、何にも代えがたい時間でした。ところで息子よ、父のキーボードを連打するのはやめてくれないかい?



コロナ感染症問題による司法界への影響、 課題等に関する緊急アンケートの結果

春秋会政策委員会より

Q 1

受任している民事関係の事件において、裁判所の訴訟、調停、審判、仮処分等の手続において、どのような影響がありましたか。直面された問題や課題について教えてください。

Answer

期日取消。これはやむを得ないにしても、期日の再指定が遅すぎる。特に東京地裁はまだ期日が指定されていない案件がある。

期日が延びることで遅延損害金加算期間が延びてしまい、いわゆる被告事件では辛いです。

期日が取消され、かつ、指定するときには、他の事件と一斉いれようとしたので、直近に決まらず、ずいぶん先になった期日が多かった。

期日は延びましたが特に問題ありません。早くやってほしいのに、と思う事件はありますが、それについてはコロナ前からいろんな事情（相手の応訴態度とか、照会の回答がなかなか来ないとか）で時間がかかっていた案件なので、コロナで1か月、2か月遅延しても目立ちません。

受任の裁判事件の全てがとまった。次回期日の設定がうまくされていないところが多い。一部の裁判体では、緊急事態宣言の時点で、期日の取消しではなく、2か月後への延長といった対応を取られていた。傍から見ているとこの対応が最も良い対応だと感じた。

DVの離婚調停事案で、成立目前の調停期日が取消となり、3ヶ月間も期日が入らず、1日も早い離婚ができなくなった。

期日が取り消されるなど、審理が遅れています。

解決が遅れる。婚姻費用は生活に直結する。

訴訟手続が停止し、和解が成立せず、成功報酬が発生しなくなって売上が減った。

ステイホーム期間中に読んだマンガ個人的に面白かったランキング

高 一成 (69期)

ステイホーム期間中、ふと思いつき、電子書籍（マンガ）に課金を始めました。本当にポチッと1クリックするだけで購入できるため、ポチる指が止まらず、ほんの数か月で●百冊近く購入してしまいました（やり過ぎたので冊数は自粛）。その中から、個人的に良かったマンガをご紹介します。いずれも人気マンガでみなさんご存知かと思いますが、お付き合いください。

第1位 「バチバチ」シリーズ(バチバチ／バチバチBURST／鮫島、最後の十五日)
暴力事件で角界を追放された元大関火竜の一人息子である主人公の鮫島鯉太郎が小さい体でバチバチの相撲を展開する相撲マンガ。作者が亡くなったため、クライマックスちょい手前で終わってしまったのですが、とにかく絵が良くて、のめり込んじゃうマンガでした。

第2位 「アオアシ」
田舎町の公立中学校の弱小サッカー部でサッカーをしていた主人公である青井草人がJチーム下部組織の監督にある能力を見出され、才能を開花させていくサッカーマンガ。阿久津渚という先輩チームメイトのキャラ（今のところ非常に性格が悪い。）が好きで、特に阿久津が出る回はニヤニヤが止まりません。

第3位 「ぐらんぶる」
映画化もされているスキューバダイビングを題材としたマンガ。字数の都合上、内容は省略します。



自宅でトレーニング

北本純子 (71期)

緊急事態宣言後、スポーツジムに行けなくなってしまい、自宅でトレーニングするようになりました。普段はトレーナーさんについてもらっていましたが、監視(?)がなくなると、種目間やセットのインターバルでうとうと寝てしまったり(笑)、部屋の掃除を始めてしまったり、全く集中できないということが身に沁みました…。

しかし、そのおかげで、いかに集中して、効率よく鍛えるかを考えるようになりました。また、ジムの休業中も、トレーニングメニューだけは送ってもらっていたので、辛うじて、運動の習慣が途切れなかったのは良かったと思います。

私が身体づくりに励んでいる理由は、次回の憲法ミュージカル出演に向けてです。2020年4月16日～19日に予定していた『憲法のレシピ』の公演を、2021年7月に延期する方向で、現在調整中です。公演にあたっては課題山積ですが、知恵を出し合い、無事に開催できればと思っています。



写真はお世話になっている鬼トレーナーさんと。



期日が延期になる中で、債務者の資金繰りが悪化し、話し合いによる解決並びに債務名義を得ても回収見込みが困難になっている。

期日指定の取消し自体はやむを得ない面があるとも感じているが、裁判所の期日が開かれるようになってから、期日指定の連絡が全くない、督促しても未だ期日指定がないなどといったものがあり、再開後の対応が遅いように感じる。

緊急事態宣言の発令により家事調停期日が全件取消しとなり、期日が数ヶ月先に延びたことで紛争解決の機運を逃したものがある。申立てをしてもいつ期日が入るか分からず、不安定な地位に置かれる可能性があり、交渉開始時期を遅らせたものがある。

訴訟、調停の延期により事件進行が遅れ、依頼者の不安が増した。

早期の婚姻費用支払いの実現が必要な事件でも、裁判所は躊躇なく調停期日を取り消した。裁判所には、法的権利を実現するという重要な役割を担っていることについての自覚がないのではないかと考えざるをえない。また、これらの事件では、調停前置主義がとられているが、調停前置主義によって権利実現が先送りされているという問題があらためて浮き彫りになったと思う。

事件では、調停前置主義がとられているが、調停前置主義によって権利実現が先送りされているという問題があらためて浮き彫りになったと思う。

期日延期により解決が遅れた

訴訟や調停は、こちらの意見を聴取せずにほぼ一律期日取消となり、延期後の期日が3~4か月後という事例もある。監護権を争っている事件において、期日が入らないため、現状の監護状態が結果的に長く続いてしまった。現状を優先するという考え方から、結論に影響しないか心配である。

通常の民事訴訟が延期になった。家事事件でやや早めにすべき案件についても、「できれば後日としてもらえるありがたい」ということであつた。

期日が取消になった。

緊急事態宣言中の期日の延期はやむを得ないと思うが、予定されていた判決期日が約2ヶ月も延期になったことについては納得できなかった。

期日が伸びて、事件が片付かない。

訴訟、調停などが2ヶ月間止まり、解決の時期が遅れている。現在も、期日が入っていない事件があり、解決の時期が遅れることが見込まれる。

全ての期日が取消になりました。

期日がなかなか入らない。

期日が延期となった。

裁判が延期になった。これまで電話会議できていた期日まで取り消しになった。

訴訟も調停も期日がことごとく取消延期となったため、既に申立てていた事件の第1回期日も入らず、事件が停滞しました。事件の停滞により、依頼者の先の見えない不安が高まり、やり場のない怒りをぶつけられ、難儀しました。司法的救済が、非常時にいかに機能不全に陥るかを思い知らされました。また、家裁調査官の調査ほうこくしょの提出予定時期も大幅に遅れ、記録を検討する予定も流れました。問合せに対して、職員が不在でラチがあかないときがあるとともに、突然担当裁判官から、期日間における代理人間の交渉経過について報告書を出すように指示されることもあり、裁判所中心主義的なところに怒りを覚えました。

継続中の訴訟、調停は全件期日取消、期日追って指定でした。仮処分については、面談ではなく電話対応で進めていただきましたし特に遅れたという認識はありませんでした。宣言解除後に日程調整を初めて行っていますが、家事事件は、関係者も多く、利用できる部屋数を制限しているようで訴訟事件以上に日程が入りません。労働審判も本来申立て後40日以内に第一回期日が入るはずですが、難しいと聞いています。解雇事件などを扱いますので、当事者にとっては深刻です。宣言後に提訴した一般民事の訴訟については、期日調整どころか何の連絡も来ない2週間過ぎました。

Q 2

受任している刑事関係の事件において、勾留や面会等、裁判手続きにおいて、どのような影響がありましたか。直面された問題や課題について教えてください。

Answer

受任なし

裁判員裁判で専門家証人の日程確保が極めて困難な事件が本来の期日から3か月後に指定されそうになった（結果的にそれは回避されたが…）。また検察官の移動の時期が4月から7月に「勝手に」延ばされたせいで、本来期日が約1か月後ろ倒しになった。身体拘束事件で被告人への説明等極めて神経を使った。

刑事事件がありませんでした

刑事事件（国選等）の新規受任がなかったため、不明。

受任していません。

緊急事態宣言中は、接見にいかなかった。

受任事件が無い為、回答出来ない。

刑事事件は受任していない。

在宅事件で、4月7日（緊急事態宣言開始の1日前）に予定されていた判決言渡期日が職権で取消となった。在宅事件は先に延ばしていいという思考かもしれないが、被告人という不安定な地位にその後2か月半もの間置いておくというのは極めて問題である。

期日が取消になった。

刑事事件については受任していない。

7月6日現在未だ公判期日が決まっていない在宅事件がある。

刑事事件の受任はありませんでしたが、たまたま家事事件の依頼者が大阪拘置所に収監されており、緊急事態宣言の間は一般面会ができずに困りました。

期日の延期はあったが、面会等には特段の影響はなかった。

公判前整理手続きが当事者別の電話で行われ、裁判所と検察側のやり取りが全く分からなくなった。

刑事事件は担当していないため、回答しかねます。

Q 3

今回の事態を受け、弁護士会業務についても一定の制約がかかることになりましたが、これによる影響はありましたか。困られたことや問題等について教えてください。

Answer

弁護士会の図書館について、開館日が減少したのは困ります。職員さんの交代勤務はやむを得ないと思いますが、交代勤務で毎日開館することはできないのか、その点また得心を得てません。

打ち合わせの場所や方法につき、事務所内の「設備」を工夫せざるを得なかった。リモート会議等ができない依頼者がいるので今後もどうしたら「密」を回避できるのか悩んでいる。

西天満に行く機会が少ないのに、その日に図書館に行けなかったり会議室の予約ができなかったりして困りました。逆に、良かったことは
①委員会がzoomで行われるようになったこと、
②23条照会が郵送でできるようになったことです。
いわゆる郊外型事務所まで行くのに1時間かかる私にとっては、どちらもコロナ前から切望していたものですがなかなか実現しなかったところ、コロナであっという間に実現したので驚くとともに歓迎いたしました。コロナ後もぜひ続けてほしいです。

極めて不満。特に、窓口の営業時間を一方的に削減したことなどについて。ほとんどの弁護士事務所は開いているし、コンビニ等の各種施設も当然空いていた。弁護士という重い職責において、良くも悪くもその弁護士業の補佐をすべき弁護士会がいち早く逃げの姿勢を打ったこと、その間の弁護士業務の補佐を放棄していることには極めて強い不快感しかありません。それと、私的な確認なんですが、弁護士会の職員さんは、労働時間の減少に伴う当然の給料の減少はあるんですよね。会員から会費を吸い上げているのですから、仕事もろくにしないような人に金を払うくらいならもっと有意義な使い方があると思います。このあたり、結構弁護士（少なくとも私の周りの弁護士のほとんど）は関心を持っていますが、その辺りの情報が流れてこないのが、不信感が強いです。

弁護士会の面談相談、出張相談が禁止となったため、電話相談では代替できない必要な相談ニーズへの対応ができなくなった。

23条照会の郵送のみ、図書室開館日の限定が困りました。

新件受任が減った。

各種法律相談が中止ないし電話での相談となり、対面での相談より相談者の反応が見えにくく、かつ資料も見られないので、回答も無難なものになってしまう。相談者の方でも突っ込んだ質問がしにくいようであり、受任に結び付きにくくなった。

やむを得ない面があると思うが、23条照会の対応が遅く、十分に機能しているとは言い難いように思えた。

窓口等業務が縮小し、不便を感じた。電話相談への切替えによる大幅な受任率低下はなかったように思うが、約束の時間に電話をしても繋がらず、キャンセルになることが散見された。会議・研修のweb化が進む一方、市民向けイベントの開催が困難になる等、活動が制限される面もある。

特になし。

窓口対応の制限により、印鑑証明の請求や図書館の利用がきわめて不便になった。弁護士会は会員に不便を強いることに躊躇がないということを確認にしたという点で、理事者の姿勢が問われるものと思う。23条照会についてはすべて郵送によることとしたが、郵送については、これまで特に事務局が強硬に反対して抵抗し、実現しなかった。その反対論に根拠がなかったことが明らかになったのであり、今後も郵送による取扱いが続けられる必要がある。

特になし

23条照会の手続に時間がかかった。「急ぎでない照会は控えて欲しい」という通知が弁護士会からなされたが、依頼者から費用をもらって着手しないということは考えられず、通知の方法にも問題があったと思われる。

研修や委員会が中止になったが、ある程度やむを得ないと思われる。

23条照会の手続きが遅れていることの影響は、事件処理の遅延に繋がった。

対面相談でないため事件の受任がしにくくなった。

打合せができず、書面完成が長引いた。

特にありません。委員会がZoomで開催されるようになって、参加しやすくなりました。ただ、最近は、会館に集まって協議することも大事ななど思い始めています。

特になし（むしろWeb会議等ができるので、参加しやすくなった）。

図書館を利用できないことや13階を利用できないことが不便に感じた。

予定していた打ち合わせの取り消し、延期による新件の減少

23条照会の審査を担当していました。弁護士会館に自宅から電車で行くこと自体、三密回避という点で問題かと思い、車で出てきました。車の場合、皆さん同じことを考えますので、弁護士会周辺の駐車場が使えなくて非常に困りました。電車なら定期で弁護士会に行けるのですが、車だとガソリン代、高速代、駐車場代など別の支出がでて、審査室員は恵まれている方ですが、無償の会務の場合、辛いと思います。23条照会が郵送での受付のみになって、本来であれば受付レベルで突き返したり訂正させていたミス（用紙やレターパックの不足、単純誤記など）が審査室に回ってきましたので、補正指示が増大、涙が出そうでした。23条担当の弁護士会職員さんも人員削減していましたので、滞留が生じて残業してこなされていました。照会先からの回答もなかなか来ませんし、「この時期に何で照会なんかしてくるんだ！」的な反応をされる照会先もありました。滞留に対する督促はしない扱いに切り替えていましたが、社会全体が人員削減して機能を下げているときに、どこまで仕事をして良いものやらと考えてしまいました。

Q 4

今回の事態を受け、事務所職員の安全確保等を含め、事務所の運営として取られた対策や、事務所運営に際して直面された問題や課題について教えてください。

Answer

with コロナ時代の事務局の勤務体制について、もっとしっかり考えなければならないと思います（弁護士はそもそもある程度リモート執務可能）。まだ検討中です。

事務局は一人しかいないため、交代制をとることができず、結果として時短で出勤してもらった。ボーナス支給が極めて困難になった。5月6月の売り上げが半減したため。

リモートワークで最悪期は週一回来所すればよいことになった。所内の会議はすべてWeb会議。

通勤は私も事務員も自転車なので、時差出勤やテレワークは特に導入しませんでした。ただ、事務局は強制的にでもテレワークや休業をすべきであったかなと少し反省はしております。

事務所運営に関わっていないので答えられません。

相談や打ち合わせ態勢、事務職員の休業、事務所内での感染発生時の対応、弁護士の執務態勢などマニュアルを作成して、緊急事態宣言前と宣言時における対応を模索した

事務員は週2日のみの出勤としました。

時短、休業

相談者、依頼人との打合せ中マスクを着用。お茶出しの停止

転送電話や当番で事務所に行く、通勤時間帯をずらすため営業時間の短縮などして完全休業はしないようにした。新規受任がゼロ、報酬も遅れたため収入は激減。これに対し、事務員の給与は、短縮分も含め有給休暇扱いとしたため、完全に赤字。

緊急事態宣言発令中は、時短・交代勤務とした。テレワークの導入は今後の課題。手指消毒、換気に努め、飛沫感染防止のため会議室にアクリル板を設置。

事務職員は自宅待機とした。新たなご依頼がなく、収入がほとんどなくなった。

テレワークの実施とテレワーク時の記録の持ち出しに限界があること

出勤を3交代にし、かつ10時～16時の時短勤務とした。弁護士も、可能な限りリモートワークを心がけた。事務局のリモートワークは難しいと感じた。

一部の弁護士が別の階で執務すること、事務局の時差出勤、弁護士のリモートワーク（週に2回自宅勤務という程度）

弁護士、事務員含め、まずは手洗い等個人レベルでできる予防を徹底した。事務員さんには、当初時短勤務、緊急事態宣言が出てから解除されるまでは自宅待機をしてもらった。

弁護士については、それぞれの判断による在宅勤務を認めた。事務員については、徒歩または自家用車で通勤できる以外の事務員については、3日に1日の勤務とした。事務所の電話の受付を含む接客時間を午前11時からとした。

多少の時差通勤は行ったが、記録の管理がほぼ紙ベースのため、特に事務局のリモートワークができなかったこと。

換気、除菌、通勤時間を混雑時以外に変更、勤務時間の短縮、ウェブ会議の活用等

事務所の運営にはあまり携わっていないのですが、テレワークや、時短、タイムシフトなどが導入される中、弁護士と事務局とのこまやかな連携をどう保つのが新たな課題だと思っています。

在宅勤務、手洗いや消毒の徹底。

リモート法律相談の実施やテレワーク、間引き出勤を行った。

事務員の時短交代出勤。自宅での執務のためのパソコンなどの環境整備

事務局は、蜜を避けるため、隔日勤務に変更しました。給料は減らしていませんでしたので、収入が上がらないことは辛かったです。

①対策

来所相談の停止。電話相談への切り替え。事務局の交代勤務制の導入。事務局の就業時間の短縮。銀行回りや弁護士会や裁判所などへの外回りの制限。個人事件中心の事務所ですので、記録を持ち帰らせるわけにも行かず、事務局の仕事で在宅化するの難しいです。

②問題・課題

ア 人件費増

隔日勤務は事務所側からの指示ですので給料は保証します。その上、事務局自身も、出所時に作業をこなそうとするのですが、隔日勤務であったりすると、結局、残業して作業をこなさざるを得なくなりました。所定労働時間を超えて働いてもらわざるを得なくなった部分は残業代として経費増となります。

イ 相談者と面談ができないこと

依頼者の場合、急ぎで無ければ電話で打ち合わせが可能ですので、それほど苦勞を感じませんでした。しかし、事件受任という意味では、相談者と会えないというのは経営上も致命的な印象です。弁護士の場合、税理士や司法書士の仕事と違い、依頼すれば作業が進み、結果（登記完了や申告完了など）が得られるとは限りません。敗訴リスクなど説明せざるを得ませんので、リモートでの受任は困難だと思います。

ウ FAX、郵便の管理

紙媒体で事務所に送られてくる物を全てPDFにしてサーバーに保存することも考えましたが、成年後見業務が多いので被後見人の郵便物を全てとなると膨大であり、事務局も人員削減をしていますので、マンパワーに限界があります。頻繁に出所するわけにも行かず、一定まとまったところで、弁護士が事務所に出てさばっていくしかなかったのですが、急ぎのものがあるのでは無いかなど、不安はつきなかつたです。

Q 5

コロナ感染症問題に関連して生じている人権問題等について、具体的な事例や情報、今後危惧されていること等がございましたら教えてください。

Answer

コロナ感染者が出てしまった店舗や医療機関への風評被害は見過ごせないと思っています。

直接に人権問題等に直面はしていないが、ヘイト問題が深刻化することに危惧を覚えている。また自営業者の倒産・廃業につき、実際は秋以降に本格化すると思われるが、それに伴う弁護士業務（相談）体制を準備する必要があると思っています。

医療関係者やコロナ患者への差別。休業補償なく休業要請されることでの営業妨害。

特になし。

感染者（陽性反応者）への差別・中傷、医療従事者や家族への差別、クラスター元の事業者へのバッシング、大量検査による反応者の隔離政策、感染予防のための強制的措置の強化と情報共有による監視の強化、感染予防を理由とした介護サービス提供の拒否、地域での見守り活動の停止による孤独死、過度の感染予防策による教育現場や事業活動の制限など

特にありません。

コロナに感染している人に対する差別的言動が増えている、しかもそれを容認する傾向を感じる。電車内でうっかりマスクをし忘れていたところ、居合わせた乗客のほとんどからにらまれ「こわいよ」とこちらに向かって言う人も多数いた。「怖い」という不安を感じるのは仕方ないが、「怖い」と公言するなど自分の言動が差別に当たるかどうかを気にせず行動する人が多くいること、また、そのような言動を「してもいい」と傍観・助長する社会の雰囲気がとても危険であると感じる。

DV・虐待案件の増加、失業・減収による貧困等。

コロナに感染した人や医療従事者に対する差別が心配です。

子どもの虐待等について、関係機関による家庭訪問に支障が出て対応が困難となった。

地方では、コロナ感染者とその家族に対する差別やいじめが深刻であると聞いた。

職場・学校でのいじめ・差別問題、収入・売上激減による生存権の問題、生活苦等による自殺問題

感染をおぞれるあまり、心ない発言や態度をとってしまう人がいるのは、とても悲しいことと思っています。

倒産事件への対応。

医療従事者への差別的言動があると聞いている。

解雇雇い留め事案の相談が増えているように思います。休業補償給付金を受給したい事業者が、解雇の体裁をとりたくないで無理矢理自主退職の体裁をとらせようとして強行する、派遣切りによりいきなり社宅からの退去を求められるなど。休業補償がきちんと支払われていないという相談も多いです。

Q 6

コロナ感染症問題に関連して生じている人権問題等について、積極的に取り組まれている弁護士あるいは市民の活動等について、自ら関与されている、あるいは、活動等を行っている人を知っているといった情報がございましたら、是非、参考までにご提供ください。

Answer

なし

特になし。

特にありません。

目新しい情報は特に無し。

子どもの権利擁護委員会の有志の方が、小学校にお弁当を届けていたと聞きました。

寡聞にして知りません。

労働弁護団や民主法律協会は、ホットラインを常設して対応しています。ホットラインに電話・メールがあれば、スレッドに記入して担当弁護士が直ちに電話をかけ直すなどされているようです。

Q 7

その他、今回の事態を受けて、弁護士として考えるべき問題や、取り組むべき課題などありましたら、お書きください。

Answer

正確なコロナ関連情報の市民への提供、コロナ禍で困窮した市民や業者の救済の具体的な策、あと一方的な移動の自由や営業の自由が強制的に制限されることへのチェックと補償問題につき、弁護士会として意見や声明を出していくことが大事であると思われる。

社会保障制度の脆弱さが露呈した事態であったと思います。雇用の流動化を是認し「柔軟な働き方」を推奨してきたのは政府です。あたかもそれが自由で新しい、カッコイイ働き方であるかのよう。今回、コロナで最も打撃を受けたのはそういった非正規労働者、個人事業主、フリーランスの人達でした。「大企業に雇用されて安定を手に入れる」というだけが優れた働き方ではない、ということ自体は私も否定しませんし、むしろ積極的に賛意を示します。しかし、そうであるならば、そういった人達も、大企業に守られている人達と同じように社会保障で守られるのであれば公平ではありません。右肩上がりの高度経済成長を背景として設計された社会保障制度は見直すべき時期にきていると思います。それがコロナではっきりしたのではないかと思います。

司法は、社会的なインフラの一つで不要不急なものだと思うのですが、行政や医療と比べて、停滞しすぎているように感じます。

時短、休業もう少し工夫すれば、裁判をあそこまで止めなくてよかったのではないかと。その提案をすべきだった。

学校で、弁護士が実施するないし教員が実施するいじめ防止授業において「コロナいじめ」を意識的に取り上げるべきと考える。

弁護士が担う社会的役割と経済的基盤（新型コロナ法テラス特措法案の是非）について。

裁判、調停の一斉取り消しという裁判所の対応についての検証。

司法は市民の権利救済たる機関であり、緊急事態宣言が出ようともその機能を止めたり低下させたりしてはならないと考える。医療関係者は危機にさらされても職務に従事しているし、司法機関もそれに準じてある程度の危険があったとしても職務を遂行すべきである。今後は、裁判所も弁護士会も、平時のとおり機能を基本的に維持すべきである。

今後も程度は別として同様の事態は発生しうることを前提に体制を考えなければならない。リモートワークやWEB 打ち合わせが一般となった場合に、オフィスや会館についてのニーズを従来と同じ発想で考えてよいのか、悩ましいところである。

コロナ禍により、面談や移動が制限される中、緊急的な法律相談に対応するべく、ウェブ上での法律相談が、相談者・弁護士ともに、誰でもが気軽に行うようなシステムがあればよいと感じました。また、コロナ禍による事務所経営不振による、預り金の横領事件が発生する可能性があり、未然の防止策が検討課題かと思えます。

このような事態になったときに、何をすべきかを予め準備しておき、事が起きたらすぐに行うことができるようにしておくこと。例えば、雇用問題に関する法律相談、外国人を対象とした法律相談など。コロナのような伝染病がはやったときでも、司法がストップしない仕組みを作っておくこと。

日弁連が法テラスの収入要件を撤廃するよう政党に働きかけた経緯について、明らかにしてほしいです。また、日弁連や法テラスが機能停止になったことは、検証が必要だろうと思えます。リスクや損害を弁護士に押し付けたことも検証してほしいです。

弁護士40年を振り返って

弁護士40年を経て思うこと



関戸一考 (32期)

1 弁護士40年を振り返り、最近感じていることを書き記してみようと思う。

最近になり、同期(32期)、同世代の友人知人の死亡通知に接する機会が多くなった。私の世代で死亡してしまうということは、日本人男性の平均余命より10年以上若いことから考えると、おそらく癌に罹患した人が多いのだろう。そのうえ、家族葬として葬儀も終えた旨通知されると、改めてお別れをすることもできない。いずれにせよ、健康に特に留意しなければならない年代となっていることは間違いない。

2 私自身は数年前、糖尿病で眼に異常が発生して、視力が低下し、脳幹から出ている視神経の毛細血管が詰まるという目に遭った。幸いにして、3ヶ月位でバイパスが出来て治ったが、「太い血管が詰まると命にかかわることになる。だから血糖値をコントロールしないと大変なことになる」と医師から言われた。以後、定期的にMRI検査で脳内をチェックし、投薬治療をしながら食事療法と運動療法をしている毎日である。酒をやめ、野菜中心の食事を毎日食べるようになったせいか、好みが完全に

変わってしまった。甘いものが好きになり、子どもの頃に戻ったような気がしている。

3 そんな中で、88歳となる石川元也先生と山下潔先生が、未だに現役の弁護士として、数々の業績を残しておられることを知った。驚きの限りだ。

ところで、最近は先輩弁護士から自らの業績をまとめた著作を送られることが多い。

金子武嗣先生の著作集「歴史の精神を感じながら」、豊川義明先生の論文集「労働における事実と法」、斎藤浩先生のテキスト「行政訴訟の実務と理論」など、いずれも自分のこれまでの弁護士としての活動に裏付けられた大部の著作だ。特に斎藤先生の本は630頁以上の力作で、行政法専門の研究者の著作に優るとも劣らない行政事件訴訟の参考書として役に立つ。

4 私はこれまで担当した税金事件を題材にして「新・税金裁判ものがたり」をはじめとして「立ち上がれ怒りの納税者たち」など数冊の本を出版している。自らの実績を著作にして残すことは、単に自己満足のためにすることではない。今後は、税務行政の一層の民主化を求めて、できるだけ多くの後輩の皆様に読んで役に立ててもらうために、論文形式ではなく、わかりやすい、人間ドラマを折り込んだ物語風の自分史を兼ねたものを書いてみたいと思っている。

弁護士10年

10周年を迎えて

足立啓成 (62期)

これまで数多くのこのお題の原稿を拝見してきましたが、やはり、皆さんと同じ感想になってしまいます。あっという間の10年でした。

少しだけこの10年間を振り返って見ると、弁護士登録2ヶ月目の最初の事務所事件の刑事事件(私選)が裁判員裁判となって右往左往したり、初めてのヤミ金事件で不安な気持ちのまま相手方に電話したり、依頼者に3時間以上怒られ続けたりするなど、新人の頃の苦しい経験もたくさんありましたが、その後次第に、最初の見立て通りに事件が解決していくことや、依頼者からお礼を言って頂いたりしたことで、少しずつ弁護士としての経験と自信がついていったと思います。

また、委員会活動としては、子どもの権利委員会ですと活動してきました。特に、自らの希望もあって学校問題について携わるようになり、スクールロイヤーとして活動するようになりました。学校における問題は複雑で助言に迷うことも多くありますが、現場

の学校の先生方とのお話を通じて、子どものことを考えて仕事ができるのはやりがいを感じています。

プライベートでは、結婚し、子どもも2人生まれて、賑やかな生活になりました。あまり自分の子どもに関われていないので、今後は、ワークライフバランスを考えながら、仕事をしていきたいと考えています。

ここまでなんとか弁護士生活を送ることができたのは、事務所の先生方や事務局をはじめとして、同期や委員会、そして、春秋会でお世話になった先生方から、たくさんの助言を頂いたり、その活躍されている姿をいろいろな場面で見ることができたからだと思います。これからの弁護士生活においても、まだまだ、たくさんの先生方から学び、そして、依頼者に喜んでもらえる弁護士になっていきたいと思いません。

10年を振り返って

小野俊介 (62期)



1 弁護士登録をして、早くも10年が経過しました。

私は、平成21年12月に弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所に入所させていただき、4年間、山田庸男先生をはじめ、多くの先生方に厳しくご指導いただき、その後、平成26年1月にロースクール時代の同期の彌田晋介先生（弁護士会館の1階にあるポスターの人）と2人で独立し、平成30年5月には塩路涼先生と合流し、現在は3人で堀川総合法律事務所として運営しております。

梅ヶ枝中央法律事務所の先生方には、在籍中のみならず、事務所独立後も何かと気にかけていただき、本当に感謝しきれない思いです。

2 独立後は、営業という名目でお酒を飲みすぎたせいか、さらに体重と肝臓の数値が増加し、新人の頃と比べると

と二回りくらい貫禄がつかいましたが、中身はまだまだ伴っておらず、共同経営者の二人や事務員の皆様に助けられながら何とか事務所を運営しています。

3 この10年間は、民事刑事問わず様々な事件を担当してきましたが、一番印象に残っている事件は、同期の館康祐先生と一緒に戦ったGPS裁判です。

最終的には最高裁判所の大法廷の椅子に座ることもでき、得難い経験をすることができました。

4 今後の目標としては、まずは一步一步着実に進んで、20年の節目を無事に迎えることができるよう、特に健康面も含めて精進してまいりたいと存じます。

5 最後になりますが、春秋会では、1年目のころから、若手会や親睦委員、広報委員等に参加させていただき、先輩の諸先生方、同期・後輩の皆様には大変お世話になりました。

10年の節目を迎えることができ、今後は、微力ながら春秋会やお世話になった先生方に少しでも恩返しができるよう努めてまいりたいと存じます。

10年の歩みとこれから

片岡 牧 (62期)



大阪弁護士会に弁護士登録をして早10年である。思えば、弁護士を目指したのは、「世のため人のため」ではなく

「自分のキャリアアップのため」であった。15年前、ロースクールが設立されて、新聞報道等にぎやかになり、他学部出身の社会人であった私は薬剤師から転身を図ったのである。

無事に司法試験に合格をして弁護士となったが、目指すべき弁護士像はなく、ただただがむしゃらに、目の前の仕事をこなすだけであった。そんな中で、私に力を与えてくれたのは「倒産」

特に「事業再生」の分野である。比較的数字に強いというだけで、私的整理、民事再生、複数の事業再生を担当させてもらった。初めてかかわった民事再生の案件では誰に頼まれるでもなく毎日現場でもみくちやになり、法律では解決できない問題にも、従業員に寄り添って悩み考えることの大切さを学んだ。そして、無事に再建を果たし、手続きを卒業する際の感激はひとしおであり、私は「事業再生」の魅力にはまった。

その後、株式会社地域経済活性化支

援機構に出向する機会に恵まれ、私的整理による事業再生や廃業支援に多数かかわることができたことが、弁護士としての「キャリアアップ」につながった。

もっとも、自分がキャリアアップすることはありがたいことであっても、もはや「目的」ではない。「世のため人のため」というと大げさであるが、これまでの経験を活かし、救える事業があれば再建を目指し、再チャレンジを目指す代表者を支えることをモットーとして、今後も励みたいと思う。

ロヴィニにて

河田智樹 (62期)



弁護士によるサッカーのワールドカップ（通称 ムンディアボカ）が2年に一度ヨーロッパ周辺のリゾート地で開催さ

れている。

そんな大会があるとは弁護士になるまで知らなかったが、フランスの弁護士らの呼びかけで1983年に始まった大会らしく、世界各国の弁護士が参加する。

数年前の夏、私も大阪弁護士会サッカー部の一員としてクロアチアのロヴィニという小さな港町で開催された大会に参加した。

大会は地元の人たち総出で演出してくれるパレードで始まり、町のメイン通りを地元の学生たちによる音楽隊の

マーチに合わせて参加者とその家族が練り歩く。

南米の選手たちは皆で肩を組んで歌いながら歩くという絵にかいたような陽気さで、パレードの時だけかと思いきや試合中も何かあったら直ぐにベンチのチームメイトらが歌い出す。大阪チームが応援用に持参していた法螺貝の音（一瞬、何だあれは、という顔で注目されていたが）も彼らの歌声に空しくかき消されていた。

2週間にわたって予選、決勝リーグへとすすんでいくのだが、夏は夜になっても明るいため、試合は涼しくなる夕方にキックオフすることが多かった。

午前中に観光もできるが、世界の強豪を相手に1試合でも勝つことを目標にクロアチアまで来ているので朝起きたら朝食前にホテルのロビーでミーティングをし、その後朝食をとって試合会場に移動する。試合会場まで車で1時間程かけて行くこともあった。

30歳を過ぎて2週間もかけてアドリ

ア海に見える高台のコートで世界中の弁護士たちと本気でボールを蹴り合うなんて学生の頃には想像すらしていなかったが、真剣にやるから面白い。

試合後の食事はいつも先輩の先生方に御馳走していただき大変お世話になった。

帰国後しばらくは溜まった仕事の処

理に忙殺されることになるが、思い出すとまた行きたくなる。

10年はあっという間だったが、弁護士サッカーワールドカップにもう一度参加して今度は後輩に御馳走するという目標もあるのでまだしばらくは弁護士を続けようと思う。

細く長い会派活動に向けて

具 良鈺 (62期)



あっというまに10年がすぎ、私も若手会から追い出される年次となってしまいました。

思い返せば弁護士になりたての頃は、ほぼ毎日のように弁護士をやめたいと思っていたくらい大変でした。そんな中、春秋会のつながり、特に同期会にはとても助けられました。

62期の同期会は今も細く長く続いています。数ヶ月に一回一緒に食事をするのですが、仕事やプライベート上の出来事や悩みを共有したり、時にはお祝いも一緒にできて、ほっとできる貴重な場です。それさえも、私も子育て世代になってくると出席が難しいことが増えてきました。一方で、今回のコロナのおかげで新しいあり方についてもヒントをえました。

物理的に人々が多数集まることにリスクが伴うようになった今、総会や意思決定の集まりを、オンラインとの同

時並行で行ってみてはどうかと思います。これまで総会を含めた会派のイベントは、基本的に夜に行われてきたので、そうなると30代、40代の事件を大量に抱えつつ子育て真っ只中の世代や、介護が必要な親族がいる会員らは、自然と参加自体ができなくなっていたと思います。

私個人的には、会派の行事も集まりも、子連れでも高齢者連れでもいいと思っていますが、せめてオンライン同時並行などの工夫によって、参加率はアップすると思われます。

10年間でむしゃらに走り続けてきた感がありますが、これからは、細く長く「続ける」ことに重点を置いていきたいと思っています。

今後ともよろしくおねがいたします。

弁護士生活 10年

楠 晋一 (62期)



新米弁護士のときには、10年目の先生方はとても遠い存在のように思えたが、弁護士10年を迎えて感じることは

「自分自身10年経ったのにあまり賢くなってないな。」というごく月並みな表現に尽きる。

弁護士の技術的にみて少しは上達したように思えるのは、せいぜい目の前の裁判期日を持ち切るスキルが身についた程度のものであり、他の部分は10年前と比べてどの程度成長したのか非常に心もとない。

弁護士になったときに考えたことの1つは、世の中から貧困がなくなればこの世の中に存在する問題の半分はなくなるはずだから貧困に立ち向かう弁護士になりたいというものだった。この10年自分の信じた道を進み、充実感も大きい。しかし、この10年で富める

者と貧しき者の格差は一層広がり、貧困はなくなるどころか至る所にあふれている。問題が当分なくなりそうにないことは非常に残念であるが、いつかは貧困がなくなることを信じて引き続き頑張りたい。

弁護士になったときに考えたもう1つは、相談者の問題が解決できるような弁護士になりたいということであった（おこがましい言い方ではあるが）。新米当時は漠然としたイメージしかなかったが、年数を重ねる中で、それが、依頼者の話から依頼者の抱えている問題をアセスメントできて、訴訟に限らず、行政などの多様な制度を利用して、幅広い選択肢を提示できる弁護士になるということが少しずつ見えてきた。私が相談者にとっていい仕事をしているかどうかは相談者の評価に委ねるほかないが、過去の依頼者が別の案件の相談をしてくれることや、知人を紹介してくれることは非常に励みになっている。

あとは収入さえ伴ってくれば言うことないのだが、ひとまず10年後も充実した仕事をしていきたいものである。

10年間の振り返り

黒田佑輝 (62期)



2009年に弁護士登録をしてから、気づけば10年以上が経過していました。弁護士になった当初は、この分野の事件

をやりたい、という強い希望を有していたわけではなく、巡り合った事件をきっかけに何らかの専門分野を持てればよいな、という漠然とした思いだけを持っていたものです。事務所に入所後、最初に割り当てられた事件をきっかけとして、法科大学院でも全く触れる機会のなかった特許を始めとする知的財産法の分野を担当するようになりました。その後も、依頼をきっかけと

して、医薬品や医療機器に関する諸規制や情報やプライバシーに関する法律に興味を持つようになり、徐々に専門分野を広げてきました。後から振り返ってみれば、法科大学院在学中には、自分が業務に関与することなど思いもよらなかったような分野を専門としていることになり、事件と依頼者に弁護士が育てられるというのは真実であった、という思いを強くしています。

昨年、弁護士10年目の節目に、弊所のパートナーにも就任いたしました。

今後とも、変化の激しい時代の中で、社会と依頼者が弁護士に対して求める価値は大きく変わっていくと考えられます。今後、どのような社会課題の解決のニーズが高まり、それに対して弁護士がどのように貢献できるのか知るべくありませんが、社会と依頼者の利益の実現に貢献し、かつ自分の強みが発揮できる分野を見つけつつ、より一層弁護士としての職務をつとめていきたいと考えています。

ベンジャミンバトン

柴山慶太 (62期)



修習に入るまで、サラリーマンでした。新入社員から役職直前の退職まで、本当の意味で「若手」でした。

その後弁護士になったわけですが、人より10年くらい遅かったので「人より10年長生きする」と言って、同期と同年代のようなつもりでいました。仲間と一緒にいると同じくらいの歳でいるような勘違いをします。いつまでも30代な気がしています。その上、弁護士の中では「若手」と呼ばれ、若い気でいました。

さらに私生活では、一昨年自治会長をすることになったのですが、50年前の新興住宅地に住んでいますので、周りの人からは「若い若い」と言われて、ほんとに若いと思っていました。

ところが最近、歳を感じさせられることがいろいろ出てきました。さすがにいろんなところにガタが来ていて、老眼になるわ、ハゲてくるわ、結石で苦しむわ、あちこち関節は痛むわ……。なにより、こういった健康のことを話題にすること自体、歳をとった証拠です。この分だと、10年、長生きできるか疑問です。

そして、ついに「若手」も卒業です。弁護士1年目の法テラス養成が終わるときに、「知識が身についたかは疑問ですが、度胸は身につきました。」と話していたのが、ついこの前のことのようにです。しかもう、あれから9年経ちましたので、さすがに、「知識は忘れていってますが、度胸は人一倍身につけることができました。」と言えます。

もう、若手ではなくなるのです……。といっても、また新しいこともやり始めました。一昨年前からは調停委員をさせていただきまして、その中では年齢という意味でも「若手」のうちです。神戸の小さい私大で憲法の講義もさせ

てもらうようになりました。講師の中では若くないですが、学生と一緒にいると、自分も若い気がしてきます。

そして、この歳にして、昨年、第一子が誕生しました。

家で赤ちゃんと会話（あー、とか、うー、とか、あぶー、とか、くうーとか。）していると、自分もまた、若返った(?)

気がします。どんどん若返ってます。

だからこそ、中身は今でも「若手」です。

これからも、度胸力を高めるべく邁進してまいります。

(写真は、我が家の庭の整地をしている私です。)

弁護士10年を迎えて

柴山英輝 (62期)

10年前、当事者の少しでも役に立てればとの思いをもって弁護士になりました。この10年間、様々な事件をさせていただき、たくさんの当事者の方とお会いしてきました。仕事において最善を尽くしてやってきたつもりですが、10年やってきてもまだまだ、もっとより良い解決方法はないのだろうかと考え込むことがあります。また、私にとって最良に思えても、当事者にとってはそうとは限らないこともあったりして、考えが浅かったのか想像力が足りないのかなど思い詰めることもあります。おそらくこれから何年仕事を続けても、このようなことが今後も続くのだろうと思います。弁護士になって10年経ちましたが、これからも初心を忘れることなく、当事者にとって最善の解決方法は何であるかを常に模索して、当事者に寄り添いながら1つ1つの事件に

真摯に向き合っていきます。

春秋会では、数年前に親睦委員会に所属していましたが、そのときに、静岡・館山寺への新人歓迎旅行（バス旅行）を企画したことがありました。長いバス旅なので、参加していただいた方がバス車内で退屈することがないようにと、委員会の先輩方からたくさんアイデアをいただきました。おかげさまでバス車内でも楽しく過ごせていただけたようで、旅の終わりの解散の際には、たくさんの方から、いい旅だった、楽しかったありがとう、というお声をいただきました。現在親睦委員会に所属しておりますので、特に新入会員の方には春秋会に入って良かったなと思っていただけるような旅行の企画のお手伝いができればと思っております。

弁護士になって10年経ちましたが、まだまだ知らないことや悩むことがあります。春秋会の皆様、これからも何卒よろしくお願い申し上げます。

10年を振り返って

館 康祐 (62期)



振り返ると、社会人経験も一切なく弁護士として働き始めた当初、依頼者に1本電話をかけるのにも緊張し、内容証明1通作るのにも試行錯誤していたことを昨日のように思い出します。先輩方から数々の有り難い御指導とともに、私の名字が館であることを奇貨として「ひろしくん、ひろしくん」と呼称され続け、しまいにはその呼称を否定する気力すら奪われていたことも良く記憶しています。

「失敗は成功のもと」最近、7歳になる息子が覚えたことわざです。失敗をするたびに、このことわざを自分に言い聞かせてきましたが、10年目でも大小様々な「失敗」を繰り返しており、それが「成功のもと」になっているのか、疑いをもち始めています。

そんな中、私が10年で「成功」と唯一呼べるものは、同期との絆です。

弁護士4年目に同期の仲間で結成した、GPS捜査の違法性を争う事件の弁護団では、最高裁の大法廷で弁論をするという、大変貴重な経験をさせて

もらいました。初めての裁判員裁判も同期と経験し、殺人未遂を傷害に落として執行猶予判決をもらうこともできました。また春秋会の同期の仲間と定期的に飲み会をして、他では話せない悩みや愚痴を大いに語り合ってきました。最近では、自分の申し立てた破産事件の管財人が同期だったということがあり、同期の成長を感じるとともに自分の事件処理を審査されて小っ恥ずかしい気持ちになったりもしています。

プライベートに目を転じると・・・とは言うものの、義父と妻と同じ事務所で仕事をしているために、うまく話題転換はできません(そういえば妻も同期です)。コロナ禍の緊急事態宣言中にはテレワークに向けて、妻の実家、つまり、義父の自宅のネット環境整備のための作業をする等、この危機を乗り越えるために家族一同奮闘しております。

私の名前の「康」の字の由来は、「健康」と聞いています。しかしながら、その名前とは逆に、幼少期から体が弱く、弁護士になってからも肝心の時に体調を崩すことを繰り返していました。これからの10年は、名前のおり心身ともに健康であることを目標にしながら、弁護士としての日々を丁寧に過ごして参りたいと思います。

どんな男になるねん、 どんな弁護士になるねん

寺川 拓 (62期)



弁護士登録10年を迎えたことは全く気づいていませんでしたが、その節目となる2019年12

月に私の恩師である関西学院大学アメリカンフットボール部の鳥内秀晃監督は最後の学生日本一を決める甲子園ボウルで勝利し、昨シーズンで28年にも及ぶ監督生活を終えました。その鳥内監督から叩き込まれた精神が私の原点であり、今の私を支えています。

「どんな男になるねん。」、これは恩師が常に学生達に問いかけた言葉です。といっても恩師がこの言葉を口にするのは稀で、学生達はじっと自分達を見守る監督の姿からこの言葉を肌で感じ、自分に問いかけるのです。どんな男になるねんと。

私がサラリーマンを辞めて弁護士という道を選んだのも、自分がどんな男になるのか突き詰めるためであったといえるかもしれません。

登録したころの自分のことを思い返すと、登録から10年経た先輩方は、のぼってゆく坂の上の先の一朶の白い雲のようにキラキラと輝いた存在でした。その白い雲を追いかければ何とかかなるのかと思ったりしたときもありましたが、そういうときこそ足元を確認するように恩師の言葉を思い出して、何度も自分と向き合いながら黙々と坂をのぼってきた10年間だったような気がします。いまだに白い雲には届きませんが・・・

そんな不器用な私を根気よく見守ってくれるもう一人の恩師に巡り合い、その背中を見てどんな弁護士になるねんと問いかける日々を送っています。

こんな男になりました、こんな弁護士になりましたと胸を張って2人の恩師に言えるように20年目への坂をのぼろうと思います。

若輩ながら

中辻大輔 (62期)



日頃は春秋会の諸先輩方や会員の皆様には大変お世話になり、様々な分野でご指導いただき厚く御礼申し上げます。

さて、私が弁護士になって10年の節目を迎えさせていただく事になります

が、弁護士になった当初、先輩弁護士から「10年で半人前、20年経てようやく」とお聞きしたことがあります。

そのお言葉からすると半人前になれたということですが、実感としてはまだまだ未熟者だと思います。

ふりかえると恵まれた環境で弁護士生活を送らせていただいたように思います。業務内容が偏ることも無く、仕事をする上で良い方々とも沢山巡り会えました。私は10年前に弁護士になっていなかったらこんなにも充実した生

活を送ることができなかつたかもしれません。

事務所についても平成の時代に自分の名前を看板に開設することができました。

これまでとは少し違って目の前にある日々の業務を単にこなしていくということだけではなく、少しずつ全体を意識し10年後、20年後の理想とする姿に向けて体力のあるうちに新しいことにも挑戦していきたいと考えています。

業界全体を見渡すと司法制度改革が産声をあげて約20年が経過し私が弁護士になった10年間でも弁護士業界は目まぐるしい変化を求められたと思います。

JCやビジネス団体等に弁護士が溢れかえり、ネットを見ても法律事務所の

広告を散見し、国選対象・法テラス・LACなどの拡大によって消費者からするといつでも安く使い捨て取り替えできる弁護士が増えたかもしれません。

それによる要因からか単なる有資格者を含め公務員・会社員の弁護士も増加傾向にあります。

これからは弁護士会を含め業界全体として、公益活動や社会活動だけではなく、もっと弁護士資格の地位・価値の向上や豊かさに正面から目を向けて力を入れていかなければならない時期にきています。

若輩ながら、学力的にも優秀な学生が豊かさを求め夢や希望をもってなりたいたいと思える職業になって欲しいと切に願いながら次の20年目にむけて頑張っていきたいと思っています。

弁護士登録10周年をむかえて

中村ちとせ (62期)

弁護士登録10周年という節目を迎えました。あっという間で、気づいたら10年でした。登録当初には、「10年間あっという間でした」という感想を読むと、「そんなはずはないだろう」と思っていました。そんなことあるんだなあ」と知りました。

4年目までは、シヴィル法律事務所・堺事務所にて、春秋会の谷英樹先生のもとでお世話になりました。勝手気ままにさせていただいたアソシエイトで申し訳ない限りです。いつの日か、あいつはうちで修業をしたのだと元ボスが自慢できるようになることによって、

わずかながらの恩返しをしようと、今、この原稿を書きながら思い至りました。

幸いにも、私の周囲にはいつも、目標としたい先生方が山ほどいます。先輩に限りません。同期も後輩もみんな、目標と言うにはおこがましい、高い高い山ばかりです。でも、10周年を迎えた私は、その高い山も、超人的な能力によるものではなく、地道な努力のたまもの、積み重ねにほかならないということが分かるようになりました。精緻で説得的な書面も、朗々たる弁論も、当事者の思いに寄り添い、気持ちを汲み取る姿勢も、誰よりも時間をかけて考え続け、日々勉強を欠かさず、集中して取り組み、より良いものを目指して心を配り、それらの集積によってできあがっているものだと知りました。

このように感じることのできる環境に感謝して、反省もしながら、一步一步進んでいけたらと思います。

私は自然が好きです。山に登りたいです。まずは小学生でも登れるような

山から。でも、目標は富士山。次の10年に向かって、地道に基礎体力をつけ頑張っていきます。これからもご指導のほど、よろしくお願いたします。

10周年を迎えて

西田 敦 (62期)



弁護士になって10周年…。

仕事の都合で熱海に行けず、新型コロナウイルスの影響で若手会の卒業パー

ティも開催されず、なんだか実感が沸かないまま10周年になりました。

以前勤務していた法円坂法律事務所では様々な事件の経験ができましたが、忙しく、がむしゃらに仕事をしてきた記憶があります。弁護士になってすぐに入ったB型肝炎訴訟弁護団では3年目に国との間で基本合意が成立して、訴訟が増え、それ以上に厚生労働省との協議など、忙しくなっていました。

また、10数種の国家資格者が集まり、司法過疎地域での法律相談会や大学での職業紹介などのプロボノ活動を行う八青会の代表になることになり、より忙しくなりましたが、事務所のパートナーや姉弁との仕事はとて楽しく、充実していました。

そのような状況の中、そろそろ70歳になる司法書士の父親から、自分のビルが3階が空いたので独立しないかと誘われました。非常に悩みましたが、

父親と少しでも仕事ができる時間はもう今しかない、これも親孝行かな、と思い、4年目に独立しました。

幸い独立前からの知り合いや元依頼者などからの依頼があり、更に忙しい日々が続きました。結局父親とはほとんど一緒に仕事をしておらず、週に数回顔を合わす程度で、親孝行できているかは微妙です。でも家賃はちゃんと支払っているから、まあ、いいか。

B型肝炎訴訟原告団・弁護団では、特に医療系の大学や専門学校を中心に、弁護士がB型肝炎訴訟の経緯や肝炎患者の状況や知識などを伝え、原告の方が患者やその家族としての思いを学生に伝える、患者講義を行っています。厚生労働省へ働きかけを行い、全国中で行われるようになりました。今年、静岡県立大学の教授と一緒に研究して、医療従事者や医学系の学生向けに、B型肝炎の知識と訴訟の経緯、患者やその家族の語りをまとめた動画を作成しました。この動画を紹介することで、更に多くの患者講義が全国に実施されれば、と思っています。医療系学生や医療従事者向けの動画教材を作ることは数年前から目指していたことで、この動画ができたことは私の弁護団の活動としても、10年でようやく一段落ついた思いです。

事務所の体制は、5年前に真鍋弁護

士が入り、昨年には和田弁護士が入り、同期弁護士3人体制となり、事務所名も、この度「燈（ともしび）」法律事務所へと変更しました。3人とも子どもがまだ幼く、皆仕事の時間を制限せざるを得ない状況ですが、お互いに

協力して、風前の～ではなく、旧堺燈台のような力強い燈で依頼者や関係者の方々の先を照らせるような事務所になっていくよう、精進していきたいと思っています。

10周年を迎えて

野矢伴岳（62期）



弁護士として何とか10年を過ごすことができました。今年で齢45になりますが（10周年うんぬんよりも自分の年齢にびっくりです）、同じ職業を10年間継続できたことに、まずは一安心です。

10年前は、自分がどのような法律家になるのか、全く想像できませんでした。当然ながら何の技術も知識もなく、鼻息だけが荒いまま周りの先輩方・同僚に迷惑ばかりかけていた気がします。

特に最初の数年、不思議なことに、一定の時期に似たような事件が集中することがあり、家事事件ばかりの期間、行政事件がやけに多い期間、裁判員裁判ばかり（2～3年で10件以上やった記憶が）の期間など、知らないことだらけの修行のような日々もありました。本当に多種多様な事件に携わることができて、大変でしたが楽しかった時間でもありました。事務所の諸先輩、特に堺法律事務所に引っ張っていただいた大江洋一先生には、寛大な心で温か

く見守っていただき、伸び伸びと執務させていただきました。感謝の念に堪えません。堺法律事務所に入って良かったです。

そんな感じで街弁として地元堺に根付いてはや10年、現在も種々雑多な依頼にこたえるため、日々勉強と努力の毎日です。と思いきや、数年前から損保会社の依頼が多くなってきて、今ではすっかり交通事故弁護士になってしまいました。知識は偏り、もはや多種多様な案件に対応する柔軟性も失われつつありますが、生活は一定程度安定しましたので、やんごとなき事情により1年修行させていただき、交通事故のいろはと保険会社とのきっかけをいただいた京都の吉田克弘先生にも大感謝です。

これから10年後はどうなっているかというところも想像がつきません。そもそも20年前は留学帰りのフリーターで、弁護士になるなど夢にも思いませんでした。ましてや40過ぎて法曹サッカーの全国大会に出ているなんて、そんなキャラクターではなかった。

というわけで、そろそろ放浪癖が頭をもたげそうで怖いです。個人的にはバンドやりたいです。あとは日本酒にこだわった蕎麦屋巡りとか。

そう思えばこの10年、冒頭でも述べ

たように、どのような形であれ弁護士であり続けたことについて、自分を褒めてあげべきと思います。皆様にも褒めていただきたい。10年後も無事に

弁護士でいられますように。

そして結婚して子どもができたのはナイス。結婚は良い。

これからの世界で生きるために

福田美紀（62期）

弁護士登録から約3年間、優しいボスと先輩、同僚に恵まれ、伸び伸びと育てて頂いた。同期らと独立した後もわちゃわちゃと楽しくやっていたが、紆余曲折を経て、昨年より夫と2人となった。最近では、忙しいながらも生活のペースも掴み、気楽に働いていた。

そんな中、やってきた。新型コロナウイルスである。災害といえば地震・台風・大雨くらいしか想定していなかった私は、己の浅薄愚劣さにガツンと頭を打たれた気がした。しかし、現実を待たなして押し寄せてくる。

保育園が原則休園となったことに伴

い在宅でのワークになったが、遊びたい盛りの子どもの家にいる状態で仕事になるはずもなく、子連れでちょっとした買い物に行くにも神経を尖らせる日々。

もともと仕事、家事、育児でキャパが埋まっていたところに想定外の要素が転がり込んできたためだろうか、7月下旬に体調を崩し、入院することとなった。というか、この原稿も最終締め切りの直前に入院先のベッドで書いている。

こうなると、やはり健康第一だとつくづく思う。当面は「ニューノーマル」が叫ばれる世界になるだろうが、どんな世界になろうとも、新しいことを受け入れられる少しの余裕を忘れずにいようと思う。

登録10周年を振り返って

舞弓和宏（62期）



平成21年12月17日に弁護士名簿に登録してから、10周年を迎えました。あっという間の10年だったように思い

ますが、この間に妻と結婚し、娘が生まれましたので、それなりに長い期間

だったのかもしれませんが。

登録からの約4年半は、西天満で過ごしました。まだ経験が浅く、私がどんな事務を処理するにも時間が掛かったのが原因ですが、連日のように夜遅くまで起案していたことが思い出されます。先輩方からの手厳しいご指導のおかげで、今では私の起案が、時には依頼者から誉めてもらえるようになりました。当時の所属事務所の先生方には、大変感謝しております。

その後の約3年間は西天満を離れ、

修習期の近い弁護士と2人で「紅梅法律事務所」を立ち上げました。当初は十分に事務局を頼ることもできず、後には娘が生まれて育児に追われましたので、自分たちでこなす事務作業を少しでも楽にするため、試行錯誤を繰り返しました。例えば、外部のサーバーを利用してどこでも電子メールを送受信する、複合機で受信したFAXを電子メールで確認する、といったことです。

その後、弁護修習の指導担当というご縁から再度、西天満の法律事務所に合流し、現在に至ります。現在のボスはいわゆる街弁として多くの分野を手掛けており、弁護修習が終わって10年が経った今でも、事件処理のノウハウを学んでいます。

行雲流水の如く

室谷光一郎 (62期)



脱サラをしてロースクールに行くという決意をしたことが昨日のことにように思われます。その後、弁護士登録してからは、最初の5年間はイソ弁を致しました。

同じ春秋会の加藤高志先生に大変、お世話になりました。ありがとうございました。その後、2014年に独立してからは、ボス弁としての難しさを痛感しながら、今日に至っております。

この10年間、色々なことがありました。分野を限らず、一般民事、企業法

務、刑事と様々な分野をすることを意識してきました。専門性は持ちたいが、それだけにはとどまりたくないと思っていました。そして、一つ一つの仕事について失敗も試行錯誤も重ねながら、また、お周りの方々の支えの中で、無我夢中で取り組んできました。まだまだ若輩者だと感じつつも、一つ一つの事件に出会いがあり、必死に取り込むことの重要性・楽しさを感じております。

また、元々、メディア業界で働いていましたので、メディア業界を扱う弁護士になりたいと思い、悪戦苦闘をしました。メディア業界が集中する東京とは違い、大阪という立地では何もないという諦観に苛まれた時期もありました。そんな中、ご縁があり、「リー

春秋会では平成26年10月から平成28年9月までの2年間、嘱託として主に会員の皆様への連絡役を担当しておりました。その後、会務からは遠ざかってしまいましたが、現在の所属事務所での事件処理が軌道に乗りましたら、会務に参加する機会を頂ければ幸甚です。今後ともよろしくお願いいたします。

また、元々、メディア業界で働いていましたので、メディア業界を扱う弁護士になりたいと思い、悪戦苦闘をしました。メディア業界が集中する東京とは違い、大阪という立地では何もないという諦観に苛まれた時期もありました。そんな中、ご縁があり、「リー

ガルハイ」(フジテレビ系列)を皮切りに、多くのテレビドラマの法律監修をさせていただく機会をいただくようになりました。そして、並行して、テレビ、アニメ、広告、エンターテインメント関係等のメディア業界の業務を行うようになり、今日に至っております。

そして、学生時代に研究していたセクシュアリティ関係では、弁護団の一員として、最高裁で逆転勝訴を得るという機会にも恵まれました(最高裁平成25年12月10日決定(性同一性障害の「父子」認定))。法廷闘争以外での闘い方の重要性を感じました。

総じて、色々な経験をさせてもらってきたなああと感謝しています。

「自分らしく」を継続できた10年でした

室谷悠子 (62期)



みなさんそうではないかと思いますが、あっという間の10年でした。この間、弁護士以外に、母になり、自然保

護団体の会長になりと自分の役割はいろいろ増えました。新米の頃のように、自分の時間や能力の大半を仕事のために割くということはできなくなりましたが、自分を頼ってくれる依頼者を大事に事件に向き合っているかということだけは、忘れないように心がけています。

ここ数年は、毎日が慌ただしく、何かが終われば、次のこと、次のこと、

プライベートでは、ロースクール同期生の同期の妻と子どもとの他愛もない日々の生活を送ることがいかに幸せかということを感じています。

もっとメディア業界に関する法的専門性を高めたい、経営弁護士としては事務所をしっかりとっていききたい、子どもとの時間をもっと増やしたい等、これからのことについて、色々なことを考えております。そして、何よりも、一つ一つの事件や出会いを大切に、周りの人々がいるから今の自分がいることの感謝を忘れず、これからの10年間も過ごしていきたいと思っております。

次のこと・・・時々一休み、また次のこと、次のこと・・・といった日々です。それでも、何とか元気にやっているのは、自分らしく、自分のやりたいことができているからだと思います。娘、夫、父母と所属しているあすなろ法律事務所のみなさんの理解と支えがあったることと感謝に堪えません。

2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大で、社会・経済状況が一変し、混乱はまだまだ続きそうです。環境破壊と貧富の差を拡大しながら進んできたグローバリズムによる繁栄が、見せかけのものだとは何となく思っていました。それでも、これほどはかなく脆いものだったことに驚いています。

社会と多様なかわりができるのが、弁護士の仕事の魅力の1つだと感じています。混乱の中を必死で生き残るだけでなく、多くの人々が安心して生活

でき、未来の世代にも責任がある社会とはどういうものかを模索する必要がある。

10年目のリアル

森内彩子 (62期)



原稿を書くにあたって、「弁護士として10年」と胸を張って述懐できるかという点に甚だ心許ないが、この10年を

振り返ってみた。

登録時に就職した事務所で勤務弁護士を4年した後、長男を出産し、復帰とともにパートナーとなった。その後、3年毎に出産して三男児の母となり、この10年間で生活は一変した。

慌ただしい日々の中、弁護士を続けられているのも、同業の夫、双方の父母、子どもたち、友人、そして所属する事務所の先生方と事務局の方々のおかげである。本当に感謝してもしきれない。

弁護士8名が在籍する事務所で、女性は1人(現在も)。孤独を感じていた新米時代、春秋会の女性先輩方が発起人となって、仕事の悩みや経験談を共有しあう会を開催してくださったのは、本当にありがたかった。10年経って、当時の先輩方と同じような年次となったが、自分自身が、先輩方と同じことを後輩にもしているかと問われると本当に心苦しい。

新米時代は、仕事に慣れるのに必死で、何をやるにも時間がかかった。恥ずかしい話だが、自分の未熟さに目を

あり、自分もそのために何かできればと思っています。

背け、早く年を取りたい、女性は不利だと、やさぐれた考えに陥ったこともあった。夕食は、事務所近辺で外食か、購入した加工食品で済ませ、また事務所で仕事をする。数年そんな生活をしてきたところ、体調を崩し、健康診断でも要精密検査となった。細胞診に、組織診まで行い、やっと疑いは晴れたが、ここがターニングポイントとなった。改めて自分が常識と思い込んでいた身体や医療への考え方を見直す契機となり、「身体は食べたものでできている」という当然のことを再認識するに至った。その後、妊娠出産を経て、その認識は強固となった。

第一子の育休復帰直後の鮮烈な身体感覚は忘れられない。事件に取りかかろうとすると吐き気がするのである。休業前は感覚が鈍磨して気づかなかったが、やはり弁護士の仕事はストレスフルで、常に緊張を強いられることを痛感した。そして、長年この仕事に従事している諸先輩弁護士に対し、改めて尊敬の念を抱いた(そして心身のケアの重要性も)。

育休復帰後は、育児と仕事の両立を模索し、ただ流されるように目の前のタスクをこなすだけの日々であったが、次第にそれすら限界を感じるようになった。溺れそうな日々、ひたすら苦しく、第三子妊娠中に、自分の中で何か弾けたような気がした。今更であるが、自分に向き合う日々を送っている。

改めて思い返してみれば、ずっと、「●●であるからには、～しなければならない」(●●には、例えば「弁護士」、「経営者」、「働く女性」、「女性」、「母」、「妻」など色々な属性が入る)という自分だけの偏狭な思い込みに囚われてきたよ

うに思う。

今更青臭い話であるが、現状「四十にして惑はず」には程遠く、「惑い」まくっている。20周年の原稿では、「天命を知る」には至らずとも、「惑はず」と言えるよう精進したい。

10年を振り返る

森川 順 (62期)



登録当初から、弁護士っぽい雰囲気(というものが何なのかは人によって違いつつ…)にならないことを自分のモットーにしており、自治体などの法律相談に行き、担当弁護士ではなく相談者と間違われるかどうかを毎回密かに確認していました。弁護士登録して10年以上になりますが、担当者の方が顔見知りになったところ以外は、今でも9割以上の確率で相談者と間違われるので、当初の目標はそれなりに達成できていそうです。誰しも職種ごとにその職種特有の雰囲気が身についていくものだと思いますが、弁護士である前にただの人としてちゃんと成長していくために、今後も、普通のその辺にいなう人っぽさを維持していきたいというのが現時点での抱負です。

弁護士っぽくなくなりたいとは思っているものの、弁護士になって良かつ

たと思う日々です。1年目はあらゆる意味で力不足を感じてしんどかったのですが、もとい自分ができると思うことが傲慢で、今できることを精一杯やるしかないという気持ちで切り切ったから楽になりました。この10年の間に2回出産しましたが、出産直後の、物理的に仕事がほぼできない期間が一番精神的にしんどく、子どもを預けて仕事ができるようになると元気になりました。

この仕事の楽しいところは、1つとして同じ事件ではなく、常に新しい発見や学びがあることと、経験がすべて無駄にならず、弁護士としての自分に還元されるというところだと思います。弁護士としての知識や経験はもちろん、私生活での経験も依頼者の方や事件を理解するのに役立つので、生きているだけで丸儲け的な感じがあります。

ただ、私がこれだけ楽しい楽しいと言って過ごしてきたのは、本当に事務所、事務員さん、委員会などでお世話になっている先生方、家族をはじめとする周りの人たちの助けのおかげなので、感謝の気持ちを忘れずに人としての魅力(が結局弁護士としての自分に繋がるのです)を高めていきたいと思っています。

最後に、この原稿のために近影をとられたので大急ぎで証明写真を取り、

10年前の自分と見比べてみました。あまり変わっていないつもりが、しっかり年を取っていました。

10年を振り返って

森下文恵 (62期)



春秋会に入会した10年前、新人歓迎会であたたかい激励をいただき、諸先輩方と同じ弁護士としてこの場にいるのだと身の引き締まる気持ちだったことを思い出します。また、親睦委員の末席に加えていただき、新しく企画されたビアパーティなどに参加して、親睦委員長を始めとする先生方の企画力や司会力の高さにただただ驚いたことも懐かしい思い出です。

それから10年が経ち、弁護士として

だけではなく、夫婦として親としての役割も増えました。もともとマルチタスクが苦手な一点集中型ではあったものの、育児開始後はあまりの両立のできなさに愕然とし、子育てや介護その他の家庭生活をしながら仕事に注力することのすごさをあらためて感じました。

まだまだ試行錯誤中ではありますが、夫との分担や（朝家事を全面的に担ってくれています。）、子どもの成長にも助けられながら（コロナ休校中には料理の手伝いなどもしてくれました。）、段取り力も徐々にマシになってきたように思います。日々の生活での気づきをこれからの業務にも生かしつつ、弁護士として親としてまた成長していきたいと思っています。

10年を過ぎて

矢吹保博 (62期)



2009年に登録した当時、まだパカパカ携帯を使っていました。日本では2008年7月に初めてiPhoneが発売されたようで、登録した頃に周りでiPhoneを使っている人などほとんど見たことはありませんでした。あれから10

年が経ち、いまは大半の人がiPhoneなどのスマホを持っています。当時は「こんな高い携帯電話、必要ないだろう。何に使うのか？」と思っていましたが、この便利さに慣れてしまったら、もはや元のパカパカ携帯には戻れません。

スマホ以外にも便利な機器や技術がどんどん産み出されています。2018年9月に実施された春秋会60周年記念講演で、石黒先生は、これから加速度的にIT技術が進歩し、人生において「学習」に要する時間の割合が増加すると予測されていました。今まで何の価値

もなかったモノやコトに対し、突如として新たな価値が付与され、社会を変革させる原動力になることがあります。私自身、常に新しい価値観や意見に対してアンテナを張り続け、それまで自分が持っていた価値観や意見を磨き続け、新しいモノやコトを積極的に取り入れなければ、すぐに、必要とされなくなってしまうと感じています。

先日、「現代ホスト界の帝王」と呼ばれるROLANDのファンクラブに入会しました。ROLANDのファンのことを「ローランダー」と呼ぶそうです。いわゆるROLAND語録（名言？迷言？）で有名ですが、ROLANDが多くの人から支持される理由はそれだけではない

と思います。トップとしての意思決定の早さと的確さ（自身がオープンさせたホストクラブを、新型コロナウイルスの影響で安全かつ満足のいくサービスを提供することができないと判断し、速やかに閉店させた）や人の心理を理解した言動など、どのような時代であっても普遍的に通用する価値観も持ち合わせているからではないでしょうか。

これから10年後はどのような社会になっているのか想像もつきません。新しい価値観を受け入れる寛容性と、普遍的な価値観。10年前に、ホストのファンクラブに入るとは想像もしていませんでした。ということで、おすすめのファンクラブがあれば教えてください。

10年を振り返って

矢吹遼子 (62期)



10年経過したとき、胸を張れるような成果をあげられているだろうか、と毎年先輩方の10周年の記事を拝読する

たびに焦っていた。しかし、その後も、画期的な解決を導いたわけでもなく、特定の分野について専門性を高めたわけでもなく、気が付けば10年も経過していた。

過去の事件リストをみると、様々な思い出が蘇り感慨深い。一般民事・家事事件から、国際調停や海外の相続手続、さらには弁護団事件まで、本当に幅広く担当させて頂いた。初めて担

当した少年事件では保護観察処分になった数日後に少年が行方不明になり、落ち込んだ。涉外事件では、桁違いのスピード感を要求された上、10年目にもなってボスに原形をとどめないほど書面を訂正され、やはり落ち込んだ。落ち込んでばかりである。法律家として興味深い事件もたくさんあったが、印象に残っているのは、やはり依頼者が喜んでくださった案件である。「先生にお願いして本当に良かった。」という一言の威力は抜群で、10年経ったからといって褪せることはない。振り返ってみて、依頼者の喜ぶ顔がたくさん思い浮かぶのだから、まあよしとしよう。

さて、新しい10年をどうしようか。がむしゃらに働いている間に「ワークライフバランス」なんて言葉も時代遅れになってしまった。時間の有効活用をどこまでも追求し、いつしか、時間

に追われている方が落ち着くようになってしまっていた。さすがにこれではまずいと思っていた矢先のコロナ騒動。折しも、自身も二児の母になり、働き方を考え直す良い機会を得た。

まずは、もう少し積極的に勉強時間を確保し、これから自身が注力していく分野についてじっくり専門性を高めていきたい。また、恥ずかしながらこれまであまり積極的ではなかった公益活動にしっかり取り組んでいきたい。自身の経験を経て、育児と仕事を両立させることの大変さを認識するととも

に、緊急事態宣言下で勤務先に妊娠という事情を配慮してもらえない友人らの話を聞き、出産という大役を担う女性が十分な支援を受けられない状況に大きな疑問を感じた。まだ何も踏み出せていないのだが、働く女性を支援する活動をしていきたい。

結局、育児も仕事もどちらも制約できず、「働き方を考え直す」と言いながら、またがむしゃらに働く10年になりそうである。が、仕事も大好きなので、まあそれでもいいかなと思ったりもする。

10年はほんとに早い

山澤祐介 (62期)



弁護士登録をしてから今日までの約10年間は、私にとってもたくさんの私生活上の変化を運んできてくれました。

2012年に結婚、2014年に長男誕生、2017年に長女誕生。登録当時、独身だった私が、今では2児の父です。

一方、少なくとも主観的には、弁護士としての私にそれほど大きな変化はありません。10年前、弁護士登録をした当初は、弁護士10年目など、遠い将来の話で実感をもって想像することが出来ませんでした。ただ、漠然と弁護士10年目ともなれば、経験や知識が増えて、登録当初よりは楽に事件の処理が出来るのかと思っていました。しかし、実際にはそんな夢のような話はな

く、10年がたった今も、わからないことばかりで、日々悩み、日々迷い、日々苦しみながら事件と向き合っています。

ただ、今にして思うのは、10年間大きな変化なく弁護士を続けられたのはありがたいということ、登録当初と同じように日々新しい問題に直面しながら仕事ができることは大変恵まれているなということです。また、私が、そのような環境にいられるのは、所属事務所の方々、家族、依頼者、同期等々周りの人達のおかげだと思っています。

今から10年後を考えた時、弁護士としての私にどの程度の変化があるのか全く分かりません。ただ、現時点で思うことは、今と同じように、日々新しい事件に悩み迷い苦しむ弁護士でいらればと思っています。私生活では、結婚18年目、思春期に突入した子ども達に右往左往していらればそれに越したことはありません。

10年の記

横藪達広 (62期)



思ってたんと全然違う。弁護士登録から10年が経っての感想です。

受験生、司法修習生のころに思い描い

ていた弁護士像とは似ても似つかない弁護士になっています。青臭かった頃の僕は、まるでドラマの主人公にでも出てきそうなシュツとしてパリッとしましたが、現実はそうなりませんでしたが、現実はそうなりませんでしたが、

ですが、その現実を受け入れ難いというのではなく、それはそれは楽しいもので、今までお世話になった方々には心から感謝しております。また、感謝とともに、今後も応援していただければ幸いです。

この10年で一番印象に残っていることは、やはり5年目に入った時点で独立したことです。登録した当初からいずれは独立ということは頭にあったのですが、周囲からの応援もあってようやくこの時期に独立することができました。

同期の吉田英善先生の事務所に合流する形で「明誠法律事務所」を立ち上げ、2017年には難波泰明先生にもパートナーとして合流していただきました。

吉田先生、難波先生の優しさは海よりも深く、勝手気ままな僕を見捨てずにいてくれます。また、無茶な仕事の振り方をしてしまっても、文句も言わずきっちりと仕事をしてくれる事務員の方々にも助けられています。事務所の皆さんには感謝してもしきれません。

そして、やはり一番感謝しなければならないのは家族です。妻とは今年の3月で結婚10周年でした。この10年間、仕事ばかりを優先していて、家族との時間はほとんどなかったと思います。それにもかかわらず、10周年という奇跡的な記念日を迎えられるのは、妻の我慢と努力の賜物です。心から感謝しています。

これからはもう少し真っ直ぐ家に帰るように鋭意努力いたします。

事務所の皆さん、会派の先生方、家族、お客さん、、、お世話になった方々への感謝の気持ちはここに書ききれません。

ただ、よくよく考えてみると単に10年が経ったというだけで、お客さんからしたら「どうでもいいから早よ仕事せーよ。」となるだけなので、そろそろ仕事に戻ります。

初心を忘れず、これからも精進いたしますので、ご指導のほどよろしくお願ひします(懐かしい修習生の身分証がでてきたので、これを写真にしました)。

10年目を迎えて

和田 香 (62期)



弁護士登録時は10年後なんて考えられないほど先のことでしたが、あっという間に10年目だということに驚いて

います。

昨年、堺にある同期の西田敦さん、真鍋直樹さんの事務所に移籍し、今年3月、事務所名を新たにしました。事務所名を考えたのは初めてでしたが、3人で「堺」というキーワードから連想ゲームのように名前を考えるのは楽しい作業でした。とはいえ簡単には決まらず、昨年の4月頃から新しい事務所名を考えようねと言いながら12月中旬になり、新年度に間に合うよう早く決めなきゃとお尻に火がついたものの最終的に名前が決まったのは今年の2月ですから、決まった時にはお尻か

ら煙がボウボウ出ていたに違いありません。ちなみに、「燈（ともしび）法律事務所」の「燈」は、堺の灯台から発想を得て名付けました。

また、今年は新型コロナウイルスの流行で、打ち合わせや会議をリモートで行うなど、新しい仕事のやり方が出てきました。顔を合わせずに会議ってどうなのかなあと思っていたら、なかなかの臨場感。画面共有で資料も一緒に見ることができるなど、やってみたらなかなか便利で事務所会議もZOOMで行っています（西田さん、ありがとうございます！）。まだ自分でZOOMを設定して依頼者と打ち合わせをしたことがないので、この原稿が掲載される頃までには使いこなせられるように頑張ります。

次の10年がどんな10年になるのかわかりませんが、時代の変化に合わせて柔軟に対応していけたらいいなと思います。

今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。

でもせわしいものでした。

また、この10年、縁あって、様々な弁護団活動に携わらせて頂きました。この間、兵庫尼崎アスベスト弁護団、ノーモア被爆者訴訟弁護団、生活保護基準引き下げ違憲訴訟弁護団等に参加し、弁護団の他の先生方から、色々と学ぶことができました。

委員会活動においても、現在、貧困・生活再建問題対策本部のメンバーとして、生活困窮者自立支援法に基づき、

生活困窮者の法律相談を担当することが多くなり、様々な法律相談を受けていますが、次の10年は、このような貧困に関する法律相談が少なくなってくればいいと思っております。

こうした中で、春秋会の活動には、残念ながら、めっきり足が遠のいており、申し訳ない気持ちでおりますが、次の10年も、どうぞよろしくお願いいたします。

10年間を振り返って

和田信也 (62期)



振り返っているといつの間にか10年も経っていたというのが率直な気持ちです。目の前の事件に取り組んでいたら、

いつの間にか10年が経過していたという感じです。自分が登録した当時の10

年目の先生方を思い返すと、自分が十分に成長できているのか、不安に思ってしまう。

この10年間で一番大きな変化は、昨年10月に、独立したことです。これまで、池田第一法律事務所において、村瀬先生の指導の下、様々な事件に取り組んできました。それまでは、事件の事ばかり考えていましたが、独立すると、イソ弁時代とは異なり、事務所経営など、事件以外に取り組まなければならないことが増え、独立当初は、と



春秋会 会員名簿

9期 石川 元也 橋本 敦 山口 伸六	熊野 勝之 林 正明 細見 茂 山下 潔 山村 恒年	井上 善雄 浦 功 大江 洋一 桐山 剛 豊川 義明 森野 俊彦	28期 池田 啓倫 石田 法子 北本 修二 藤原 猛爾	岡崎 守延 河村 利行 坂田 宗彦 田窪 五朗 帙田喜代隆 中西 裕人 森下 弘	徳井 義幸 原田 次郎 山下 誠	41期 青木 佳史 秋田 仁志 秋田 真志 岩城 裕 黒瀬 英昭 佐井 利信 財前 昌和 巽 昌章 田中 厚 日高 清司 平野 恵稔 細見 孝二 松本 七哉 茂木 鉄平 吉田 之計 吉田 義弘	松本 康之 湯川 健司	菟井 順子	上出 恭子 川上 良 河村 学 小橋 るり 田中 史子 西村 勇作 松井 淑子 山本 淳 由良 尚文
11期 宇賀神 直 小林つとむ 藤本 清	19期 赤坂 久雄 大兼 利夫 辛島 宏 谷 五佐夫 徳田 勝 福山孔市良	24期 赤澤 博之 蒲田 豊彦 島川 勝 松森 彬 丸山 哲男	29期 伊賀 興一 岩嶋 修治 小杉 茂雄 芝原 明夫 平井 慶一 間瀬場 猛 水田 利裕 山口 健一	34期 青本 悦男 出田 健一 岩永 恵子 梅田 章二 中井 康之 宮崎 裕二 宮崎 陽子 村松 昭夫	38期 飯田 和宏 井上 直行 岡村 久道 岡村 泰郎 田中 義信 長岡麻寿恵 丹羽 雅雄 福森 亮二 増田 勝久 村上 久徳 森 信雄 山崎 敏彦 横山 精一	45期 李 義 宇賀神 徹 神山公仁彦 河原林昌樹 坂本 団 豊島 達哉 中嶋 弘 藤木 敏之 宮岡 寛 村井 潤	48期 大川 治 岡本 岳 河原 誠 白倉 典武 高江 俊名 長澤 哲也 鍋本 裕之 林 邦彦 藤井 美江 堀内 康徳 村瀬 謙一	52期 東 実一郎 七堂 眞紀 高橋 徹 竹平 征吾 寺尾 浩 徳田 琢 中筋 利朗 中原 修 野村 祥子 平山 敏也 増田 尚 増田 広充 松本 智子	
12期 井関 和彦 川村 俊雄 三橋完太郎	20期 佐々木信行 辻 公雄 西岡 芳樹 安木 健	25期 金子 武嗣 谷口 進 松丸 正 吉岡 良治	30期 上山 勤 関根 幹雄 谷 智恵子 早川 光俊 松井 忠義	35期 国府 泰道 齋藤 眞行 杉本 啓二 田中 茂	39期 井奥 圭介 池田 直樹 今村 峰夫 鎌田 幸夫 木村圭二郎 下村 泰 城塚 健之 杉本 吉史 田島 義久 濱岡 峰也 山崎 国満	42期 加藤 高志 岸本由起子 長添 節 峯本 耕治 村田 浩治 雪田 樹理	46期 飯島 奈絵 大久保康弘 奥村 秀二 越尾 邦仁 小林 徹也 島尾 恵理 下川 和男 長尾 博史 野上 昌樹 平尾 宏紀 八木 倫夫	49期 伊加井義弘 石原 真弓 伊藤 妙子 河野 豊 北岡 弘章 木村 重夫 佐藤 吉浩 杉島 幸生 田中 一郎 中村 和洋 二宮 誠行 村上 博一 山本 健司 吉田 昌功	53期 愛須 勝也 奥村 裕和 小関 伸吾 崎原 卓 中西 基 半田みどり 吹矢 洋一 藤田さえ子 松本 光右 牟禮 大介
13期 赤沢 敬之 小林 保夫 得津 正熙	21期 大川 真郎 柴山 譽之 中山 巖雄 平山 正和 三上 孝孜 宮崎 誠	26期 大野 町子 島津 和博 津留崎直美 出水 順 中川 秀三 中川 泰夫 細川喜子雄	31期 齋藤ともよ 澤田 隆 福本 富男 正木みどり 宮地 光子	36期 土谷 明 長野真一郎 西村 健 福田 健次 松田 繁三 村本 武志 柳村 幸宏 山内 良治	43期 池口 毅 浦川 義輝 菊元 成典 崔 信義 青海 利之 妹尾 純充 谷 英樹 中 紀人 宮下 尚幸	47期 井上 楸子 岩谷 基 岩本 朗 江口 拓哉 勝井 映子 黒田 愛 篠原 俊一 白出 博之 乗井 弥生 濱田 雄久 原野早知子 眞継 寛子	50期 有村とく子 上田 純 小川 和恵 小野 昌史 中島 宏治	54期 井上 耕史 大西 克彦 塩田 勲	
14期 久保井一匡 増井 俊雄	22期 稲田堅太郎 大深 忠延 菅 充行 寺沢 勝子 寺沢 達夫 戸谷 茂樹 山田 庸男	27期 木内 道祥 斎藤 浩 桜井 健雄 西枝 攻 平栗 勲 松尾 直嗣 三木 俊博	32期 関戸 一考 提中 良則 段林 和江 松原 伸幸 的場 俊介	37期 池谷 博行 石井 教文 加藤 安宏 空野 佳弘	44期 井上 洋子 斎藤 英樹 住川 和夫	51期 尾崎 一浩 加藤 知徳			
15期 杉山 彬 滝井 朋子 東垣内 清	23期 伊勢谷倍生		33期 岩田研二郎						
16期 中嶋 邦明									
17期 高島 照夫 浜口 卯一									
18期 青木 永光 石橋 一晃									

鈴木 節男
南石 知哉
原 啓一郎
湯原 伸一

55期

石橋 徹也
稲吉 大輔
今春 博
大江 祥雅
大前 治
甲斐みなみ
國本 依伸
清水 伸賢
末弘婦紗子
中森 俊久
西原 和彦
原 正和
飛岡恵美子
三好 吉安

56期

青砥 洋司
今井 力
植村 弘樹
尾形 信一
西念 京祐
橋本 智子
長谷川武治
古本 剛之
森平 尚美

57期

家郷 資大
宇都宮一志
大森 剛
奥津 周
小野 順子
河合 順子
川島 裕理
小瀧 悦子

新村 守
菅野 園子
角谷洋一郎
富山 聡子
東山 俊
藤木 達郎
普門 大輔
堀川 智子
溝上 絢子
峯田 和子
宮本 剛
向井 啓介

58期

奥田 慎吾
奥村 昌裕
越知 覚子
唐崎 浩司
熊谷 卓也
佐藤 俊
須井 康雄
中島 康之
中平 史
名波 大樹
林堂 佳子
山口 昌之
若松 薫

59期

安達友基子
浦 寛幸
奥田 昌宏
斉藤 紀代
十川由紀子
田中 智晴
藤内 健吉
松尾 洋輔
間野 泰治
山室 匡史
吉岡孝太郎
梁 栄文

渡邊 一誠

60期

青木 重人
池本 順子
浦田 悠一
大久保貴彦
岡本 大典
笠原 麻央
門松 真由
川口 哲生
川崎 真陽
瓦井 剛司
木虎 孝之
木下 威英
金 英哲
河野 雄介
小坂梨緑菜
佐々木 章
高田 真司
高橋 昌子
高橋 礼雄
高橋 俊之
竹中 宏一
立野 嘉英
谷 真介
豊田 祐介
長瀬 信明
広瀬元太郎
松尾 友寛
三上 岳
安木 志保
梁 龍成

61期

東 尚吾
荒木晋之介
飯田 幸子
石飛 優子
樫元 雄生
河合 基裕

川崎 拓也
喜田 崇之
高坂 明奈
下迫田浩司
忠政 貴之
辰巳 創史
團野 彩子
林 弥生
弘川 欣絵
藤井 恭子
牧 亮太
松嶋 依子
宮下 泰彦
村田 充章
柳 勝久
山元 真里
吉岡良太郎

62期

足立 啓成
遠地 靖志
小野 俊介
片岡 牧
河田 智樹
具 良鈺
楠 晋一
黒田 佑輝
近藤 祥文
佐々木和弘
柴山 慶太
柴山 英輝
館 康祐
田端 孝規
寺川 拓
中辻 大輔
中村ちとせ
西川 大史
西田 敦
野矢 伴岳
福田 美紀
藤原 正人

藤原 航
星野 純子
舞弓 和宏
室谷光一郎
室谷 悠子
森内 彩子
森川 順
森下 文恵
矢吹 保博
矢吹 遼子
山澤 祐介
横藪 達広
和田 香
和田 信也

63期

池上 由樹
池田 尚弘
岩佐 賢次
植木 和彦
氏家真紀子
笹谷 竜二
繁松 祐行
関戸 京子
高橋 早苗
田中 宏岳
中村 里香
福岡 洋一
福崎 浩
藤原 智絵
山下 侑士
山中 有里

64期

石原 浩史
犬飼 一博
岩田 和久
枝川 直美
角崎 恭子
小西 基皓
菰口 高志

佐々木正博
杉田 哲明
染川 智子
谷川 直人
中峯 将文
南部秀一郎
西原みなみ
原田隆之介
松本 昭人
松森 美穂
宮本 亜紀
渡部真樹子

65期

上田 浩史
柏木 理沙
片山 直弥
金子 哲也
黒田 祐史
斎藤 亮太
齊藤 優摩
砂川 辰彦
高田 知美
竹内 昭夫
田積 祥子
中井 宏二
檜山 智志
藤下 祥子
古山 隼也
前川 宙貴
松山 純子
森 瑛史
両角 麻子
柳本 千恵
山田 寛子
吉村 友香

66期

飯田 亮真
伊藤 知佐
馬越 俊佑

岡村 峰子
清水 周
眞並万里江
杉田 峻介
月田紗緒里
津田 裕行
鶴見 泰之
仲尾 育哉
野条 健人
橋本 太地
林 祐樹
日裏 英憲
堀 智弘
村上 秀人
守田 恵
森本 祐介
柳 知幸

67期

生田 博之
石田 明子
井上 将宏
上杉 将文
上田 雅貴
奥野 祐希
小野 宙
鍵田 佳成
河端 直
木場 晶子
櫻井 聡
下枝 歩美
田村 瞳
西川 満喜
西川 正樹
稗田 隆史
平林佳江子
安田 知央
安原 邦博
柳本 哲享

68期

網本 知晃
荒木 誠
甲斐 一真
加藤 卓
日下部太一
戀田 剛
佐伯 紀明
鮫島 千遥
清水 亮宏
瀬邊 祐司
高山 竜嗣
塚井 一将
鶴山 昂介
手代木 啓
富田 真平
前野 陽平
山西 里沙
吉留 慧
渡邊 春菜

69期

阿武 修平
池田 健人
今井 綾香
宇根 駿人
大久保貴則
高 一成
腰田 将也
佐野 翔平
城島 活
関 大河
高田 脩平
高橋 誉幸
富田 詩織
中原 大雄
西川 裕也
信吉 将伍
別所 大樹
森 佳介
山上 誠

山本 美愛

吉村 歩
淀川 亮

70期

池田佳菜子
稲生 貴子
王 宣麟
小野 隆大
加刈 匠
杉野 文香
鷹谷 信和
富井 和哉
中廣 利貴
根本俊太郎
福竹 亮
松本 実華

71期

足立 敦史
井上 雅昭
上林恵理子
北本 純子
口元 一平
河野 哲平
佐久間ひろみ
城使 洸司
杉野 龍太
谷本 英雄
永井 大稀
永田 順子
西 祐亮
西川 翔大
原田 恭徳
船越 智晴
村本 健司
李 厚潤
脇山 美春
渡辺 洋

72期

明石祐一郎
秋山 朋毅
井上 鉄平
岩崎 翔太
小村 麻子
川村 遼平
倉橋香緒莉
才木 晴幹
新 和章
鈴木 悠太
内貴梨咲子
中江 友紀
中西 教子
中西翔太郎
中村 伸二
鳴尾 光記
西口加史仁
堀ノ内佳奈
満村 和樹
南 七重
宮崎信二郎
湯浅 彩香
弓削 雄翼

(2020年●月●日現在)

編集後記

有村 とく子 (50期)

免疫力を下げないために、睡眠時間は最低7時間確保し、寝足りないときは上手に居眠りをして補い、バランスの良い食事をし、よく歩き、笑い、深呼吸し、お風呂に入り、できる限り清らかな、美しいものに触れることを心がけています。こういうことを意識してやらなあかんなんて、私たち、本当に大変な時代に生きているんですね。だけど、少しはまともなものを次の世代に引き継げるようにしないと。……

中森 俊久 (55期)

コロナウイルスの流行による経験のないことばかりの日々。人間の無力さを改めて感じさせられます。本年度の広報委員は総勢15名。学生時代の新聞部に入った気持ちで、楽しみながら作業を進めて参りました。コロナ特集に加え、滝井朋子弁護士のインタビュー記事、室谷光一郎弁護士の寄稿、いずれも読み応えがございます。是非ご一読下さい。

浦 寛幸 (59期)

電子機器に疎い私なのに、大学の講義をZOOMで行うことになってしまい、ZOOMの使い方を覚えさせられ、広報委員ではチームスで原稿管理するとかでアカウントを取得させられ、その後、依頼者からは、チームスじゃないとだめなんですとか言われて、チームスの使い方を覚えさせられ、デスクトップにカメラがないとか言ったら、依頼者から買うように言われ、いつの間にか、ZOOMもチームスも対応可能な職場環境が出来上がってしまいました。時代の変化についていくのは大変だと思った今日この頃でした。

広瀬 元太郎 (60期)

編集後記までお読みくださりありがとうございます。拙文が、みなさまの目に留まるころも世の中はコロナ、コロナと言っているのでしょう。今回のコロナの件を経験して、日本は憲法ミュージカルの描く時代から進歩してないということを感じました。「大日本国防婦人会」ならぬ「自衛警察」が、「国民一丸となって自衛しておるのに、貴様は、旅行や帰省をしているのか! 非国民め」と騒いでいます。マスコミは、自衛警察庁長官として、観光地に取材に行って、非国民をさらしあげます。戦時中ってというのは、こういう雰囲気だったのですね。勉強になりました。ちなみに私は非国民です。オリオンビールは現地で飲むのが最高です。

木場 晶子 (67期)

コロナ年表を作成したのですが、本当に多岐にわたる影響に震撼する次第です。幸いにして大きな影響を受けず、むしろ気になっていた事件が捗って良かった面もあるのですが、

改めて人と気軽に会えることの有難味を思い知りました。コロナ後の世界は正直慣れないところも多いですが、コロナの第2波、第3波にのまれずに、時代の波を乗りこなしたいと思います。

加藤 卓 (68期)

今年度は写真担当として広報委員会に関わっております。表紙写真は、溪流にぼつりと佇む勝尾寺のダルマです。前号の裏表紙でもダルマを採用いただいたのですが、有村前委員長に高くご評価いただき本号では表紙に格上げとなりました。勝尾寺は所狭しと並ぶダルマで有名ですが、今思えばこのダルマはソーシャルディスタンスを保ち、来るコロナ禍に備えていたのかもしれない。

鮫島 千遥 (68期)

新型コロナ禍の影響で、皆さんの生活も少なからず制限されたことと存じます。今回の秋号でも、新型コロナ禍に関する記事を多く盛り込んでいますが、いつか見返していただいたときに、こんな大変なこともあったね、と思える余裕のある未来が早く来てほしいです。

吉留 慧 (68期)

今年は、開催されるはずであったオリンピックが延期され、コロナの猛威もあり、仕事・生活に大きな影響があったものと思います。今回の秋号には、コロナ禍の中でも創意工夫され業務を行う先生方の記事もあります。ぜひご一読頂き、参考にさせて頂ければと思います。

高 一成 (69期)

新型コロナの影響で運動する機会が激減しました。体が重く感じる毎日です(体重も増えましたが未だベルトに肉は乗っていないです)。時勢に影響されない健康管理法を模索中です。秋号は新型コロナ関連のみならずおもしろい記事が盛りだくさんですので、是非ご一読ください。

信吉 将伍 (69期)

コロナ禍の影響もあり、ZoomやTeamsの利用がますます進んだ印象があり、今年度の広報委員会では、本会報の作成過程でも、ZoomやTeamsは度々利用されておりました。こういう関係に疎い人間としては、率直に便利だなと感じています。なお、広報委員会では流行りの? Zoom飲みも開催されました。普段の飲み会だとしないであろう「絵しりとり」なるものをする事となり、私の絵が全く伝わらずしりとりが続かなかったのも良い思い出です。

根本 俊太郎 (70期)

本号でもコロナウイルス関連の記事を取り上げています。コロナのニュースはもううんざり、という方も多いかもしれませんが、コロナであっても身近な人の話題であれば興味を持って読んでもらえるのでは、という狙いが本号には(多分)あります。「みんな家でこんなことしてるんだなあ」と素朴な気持ちで読んでもらえればと思います。

足立 敦史 (71期)

広報委員2年目に入りました。春秋会の役割や活動について徐々に理解してきましたが、まだまだ日々の業務に一杯で、広報委員会のお役に立てておりません。広報委員会には、「やるからには楽しんで!」というモットーがありますが、中森委員長のもと、いち早くモットーを実現できるように取り組んで参ります。すみません。表現が硬すぎて楽しめていないですね。今後とも会報をお楽しみください。

佐久間 ひろみ (71期)

1月に話題になっていたころはあまり気にしていなかった新型コロナウイルスですが、あっという間に生活の中に入り込んできました。少し前まで裁判所のオンライン化についていけなかった私も、Teamsを理解するようになりました。ものすごい影響力です。我が家のチャットは、テレワークをする私のパソコンを横切り、変なボタンを押しては私に怒られたりしておりました。いつ収束するのか見えませんが、臨機応変に対応していきたいと思います。

才木 晴幹 (72期)

昨年12月の弁護士登録から、弁護士1年目も早くも半分が過ぎました。あっという間の日々だったと感じます。また、この間、コロナ禍によって裁判の期日が一斉に取り消されるなど、何十年も弁護士をされている先生でも経験しないようなことを経験しました。後から振り返っても、忘れられない1年になりそうです。広報委員会の一員として、今回の出来事を記録に残し後世に伝えるという使命も果たしていきたいと思います。

中西 教子 (72期)

弁護士になって7か月経ちました。弁護士になる前に想像していた姿より良いものにみえる部分と、その逆にみえる部分とがあります。その中で、自分が少しでも人として成長できていれば良いなと思っています。コロナの影響のもと、様々なことが変則的だったと思いますが、兄弁や姉弁たちは、時勢に合わせながら、堂々と仕事をこなしておられました。その言動に学ぶことが多かったです。広報委員として、できる限り何かのお役に立てるように、この一年頑張っていきます。

発行日	2020年9月29日
発行者	春秋会
発行責任者	谷英樹
印刷所	中央印刷株式会社 堺市西区鳳南町 5-685-14 TEL (072) 273-1151

